0008200000

0008200-000

581－208

富山県消防沿革史

富山県消防義会・編

富山県消防義会

ABH

581
208

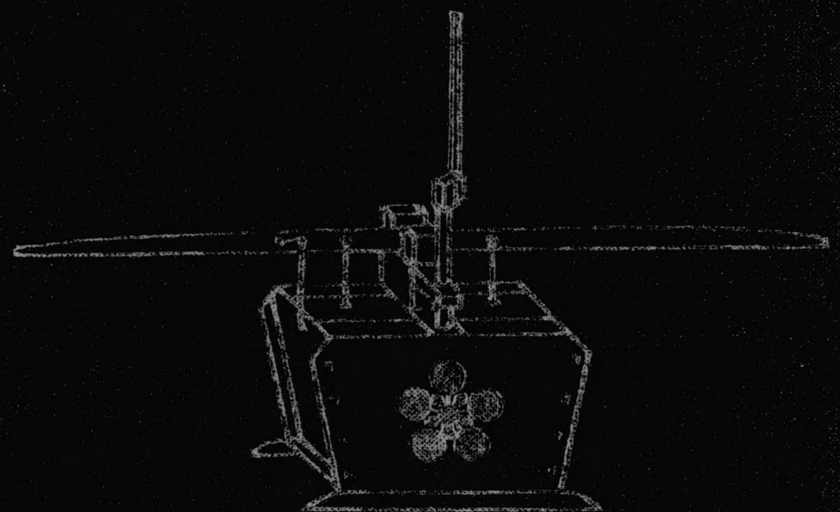

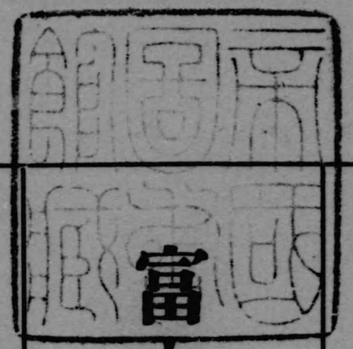

昭和五年刊行

富山縣消防沿革史

富山縣消防義會

富山縣防諜會
防諜の完璧を期す

扶
養
勤
而
內務大臣安達謙藏

技美而勤

內務大臣安達謙藏

勤以勇

昭和五年盛夏

大日本消防協會副會長
正三位勲一等法學博士

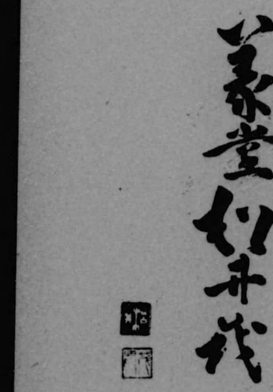

勸以篆勇

昭和五年盛夏

大日本消防協會副會長
正三位勲一等法學博士

篆堂 釗升 筏

義勇

昭和庚午夏日

菊堂

義勇

昭和庚午夏日

菊堂

序

火の發明は人類生活の態樣を一變した。然し吾々は其の時より已に祝融の災厄を免かるゝ事が出來なかつた。

人類生活上に一刻も欠く事の出來ぬのは火であるが、一面恐るべき反逆者である。一度其の取扱を過つたならば宇宙の總ての文化を燒き盡さなければ止まぬ、實に親しむべきは火であるが、恐るべきものも亦火であること言はねばならぬ。此の火を防ぐ爲め生れたのは消防組である。今日消防施設の異常なる發達を見たのは實に過去に於ける辛い苦難の經驗から生れ出た尊い賜物である。現在及將來に於ける消防施設の改善を唱へ所謂百年の大計を樹つる上に於て吾人は先づ過去に於ける消防事業の辿つて來た途を回顧せなければならぬと思ふ。過去に於ける幾多先輩の血と汗とに彩られた苦鬪の跡を最も敬虔な心持を以つて追想せねばならぬ。

北陸の一角に消防を以て知られたる本縣に從來消防に關する記錄がない事は甚だ遺憾である。この意味に於て富山縣消防義會創立十週年を記念すべく本縣消防沿革史を編纂する事となつたのである。幸に寺田、澤村、鶴見の三氏並に保安課員の努力により茲に始めて富山縣消防沿革史の事業を完成したことは本縣消防界に於ける一大文献で誠に慶賀に堪えない次第である。

昭和五年七月

富山縣警察部長　崎山省吾

序

火災は人類共同の敵である。恐る可き祝融の災に依つて古來幾百萬の尊い人命が犧牲に供せられ、幾千萬の財寶が破壞せられたことだらう。火災こそは實に文化の破壞者であり源泉であると共に、文化の創造者であり建設者である。火は人類の生命であり文化にとりて寔に罪深き惡戲者である。この氣まぐれな火災の爲に古來富山縣に於ても幾多の生命財産が亡ぼされた事であらう。今日本縣の消防施設の完備せる點は一に過去に於ける苦しい經驗より生れ出でた賜物であることを知るのである。現在の消防施設の改善を唱える前に我々は先づ以て過去に於ける消防事業の辿つて來た途を回顧して見る必要が充分あると思ふ。徒に昔の消防の施設の幼稚なるを嗤ふ勿れ。我々は過去に於ける幾多の先輩が恐る可き祝融の災に敢然戰ひつゝ、纖弱なる人力

を以てこの猛悪なる大自然の魔の手を征服せんとして如何に悪戰苦闘したかを敬虔の念を以て追想せねばならぬ。

消防縣を以て自任する富山縣に於て、從來消防史に關する記錄の欠如せることは甚だ遺憾とする所である。この意味に於て富山縣消防義會創立十週年を記念すべく本縣消防史を編纂するのも決して無意義でないと思ふ。幸に寺田仙之助、澤村晴夫、鶴見立吉三氏の手により玆に始めて富山縣消防史の編纂事業を完成したことは寔に慶賀に堪えない次第である。

昭和五年七月

富山縣保安課長　田中榮一

序

古往今來幾千年。人類の歴史は、或意味に於て、火神祝融氏に對する民族の闘爭史であつた。その消防史であつた。

古代の傳說や、史乘の上にあらはれた幾多の大火災は、姑らく之を問はず、之を我越中の近世史に徴するも、我藩政時代にありては、慶長、延寶、明和、寛政、天保、文久、文政の大火あり明治時代に入つても、我富城をして全く烏有に歸せしめた十八年、二十年、三十二年の大火があつた。一望全く焦土と化して、四顧荒凉。さながら戰場を見るが如く、遑々如として、空しく其邊りを彷へる愴ましき罹災民の姿は、志士仁人の涙なくして見るを得ざりし所。天下の悲慘事恐らく之に過ぐるものはあるまい。

故に民人の火神を恐るゝこと、恰も疫神の如く、修羅王の如く、日夜之と戰つて、殆一日の寧日もなかつたのは、我消防史を繙ける者の皆善く知れる所。我富山縣が、今日消防縣として、獨り其名を成すに至つた所以の理由も亦、多くは此火災より得來つた古人奮闘の賜で、その由つて來る所、蓋し遠きにありと言はねばならぬ。

易言すれば、本縣の消防事業が、人物の輩出、制度の整頓、器械器具の充實と相待ちて、略ぼ

總裁　山中恒三

會長　崎山省吾

幹事長　田中榮一

完成の域に達したのは、一に我祖先の體驗より得來つた惡戰苦鬪の賜で、古人が如何に赤手空拳幼稚なる器械器具を操つて、終始火神の災と戰ひつゝあつたかは、當に敬虔追慕の眼を以て視ざる可からざる所。我輩順みて之を念ふ毎に、消防史編纂の必要を痛感せざるを得なかつた。が、今や幸に編纂者の努力と達筆とによりて、本縣消防史の編纂全く成る。我消防義會が其上梓を慶び、會員をして各その一冊を其座右に備へしめむとするのも亦、古墓の所謂『溫故知新』の趣旨に基くもの。若し夫れ本書によりて、更に一段の進歩と新智識とを得來らむか、餘慶の及ぶ所、唯り本縣の消防界のみに止まらないのであらう。

今にして『富山縣消防沿革史』の上梓せらるゝ、決して偶然ではない。

昭和五年七月

富山消防組頭　尾山三郎

富山縣消防義會支部長

高岡　上野榮次郎

富山　清水久孝

魚津　杉本良次

滑川　岡村音次郎

新庄　吉田重松

三日市　伊藤豊太郎

上市　中田正嵐

東岩瀬　植木治郎

泊町　稻垣伊吉

五百石　松谷留次郎

大久保　講神係英

富山縣消防義會理事

出町　佐藤豊助

富山　尾山三郎

八尾　橋爪藤吉

高岡　官野啓二郎

東水橋　相澤勘次郎

伏木　麥谷十平

富山縣消防義會支部長

治信田池　端城

郎次竹田山　見氷

八尾　三部長太郎

一惣　東動石

治武澤編町出

郎一平關杉小

作新山森　出戸

治豊谷四田中

藏榮口輪　湊新

平市日二光福

尚友黑石　波井

平吉林寺　木伏

富山縣消防關係職員

警部　藤田道山

警部補　宇治山與作

巡査部長　松田權左衛門

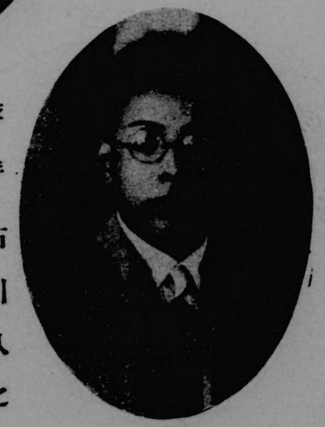

技手　石川久之

書記　松永榮太郎

組頭世人力

組車

頭世人力ノ動石今年六治明ハ組同テシニ馬繪ノ組車防消ルタレサ納奉ニ宮明神社修理組年一十二治明（組車）ムシバ偲ヲ事ルアニ途ノ建設具器械機等ル居ヘ備ヲ筒啣ニ既テシニ常景ハ者樂ムシ樂組テシ裂分リヨ組

防組力人世頭組田初式ノ年石動町今石動町總社愛宕神社ニ奉納サレタル石動最初ノ消防組力人世頭組田初式ノ繪馬ニシテ同組ハ明治三年石動町ノ義俠木村孫三郎ノ創立ニ係リ最初ノ士ヲ中心トシテ組織サレタルニヨリ此ノ名稱ヲ付サレタルモノナリ、筆者ハ常時ノ組員百二十人ヲ以テシ各畫面ニ躍動セシメ居ルガ尚丁寧ヲ結ビ居ル者殆ド大部分ヲ占メ居リ風俗過渡期ヲ偲ブニ好適ノ資材タリ、父機械器具ニ於テモ龍吐水ハ最モ勝レタルモノニシテ他ハ殆ド破壊消防ノ器具ナル事ハ好古ノ研究資料ナリ

收ムルニ悉ク似顔ヲ以テシ各畫面ニ躍動セシメ居ルガ尚丁寧ヲ結ビ居ル者殆ド大部分ヲ占メ居リ風俗過渡期ヲ偲ブニ好適ノ資材タリ、父機械器具ニ於テモ龍吐水ハ最モ勝レタルモノニシテ他ハ殆ド破壊消防ノ器具ナル事ハ好古ノ研究資料ナリ

望樓臺

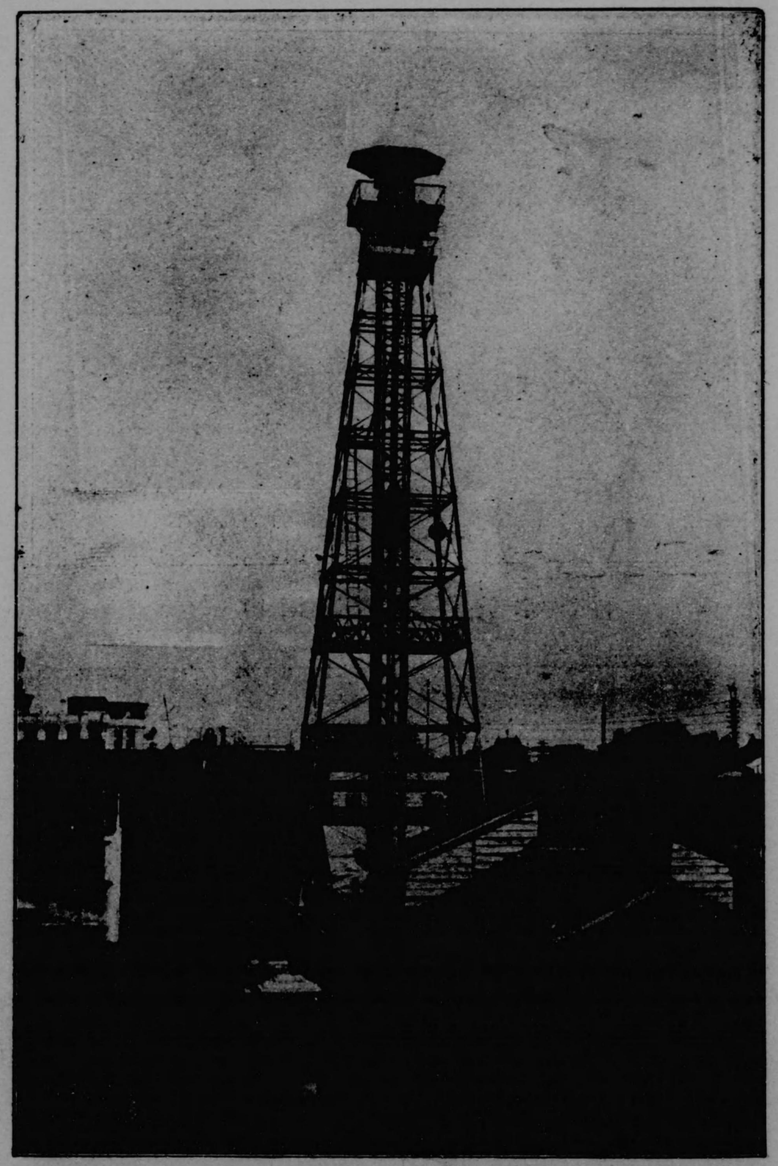

本望樓臺は昭和三年五月富山市二番町消防屯所内に建設せられ。其の基礎は四間四方。高サ一百二十尺。堅牢無比の鐵骨造りにて瓦上に警鐘。中央に昇降機の備へあり。火災報知器としては全國中有數のものに屬し頗る宏壯にして雄大である。其の工費一万二千圓を要せしと云ふ。

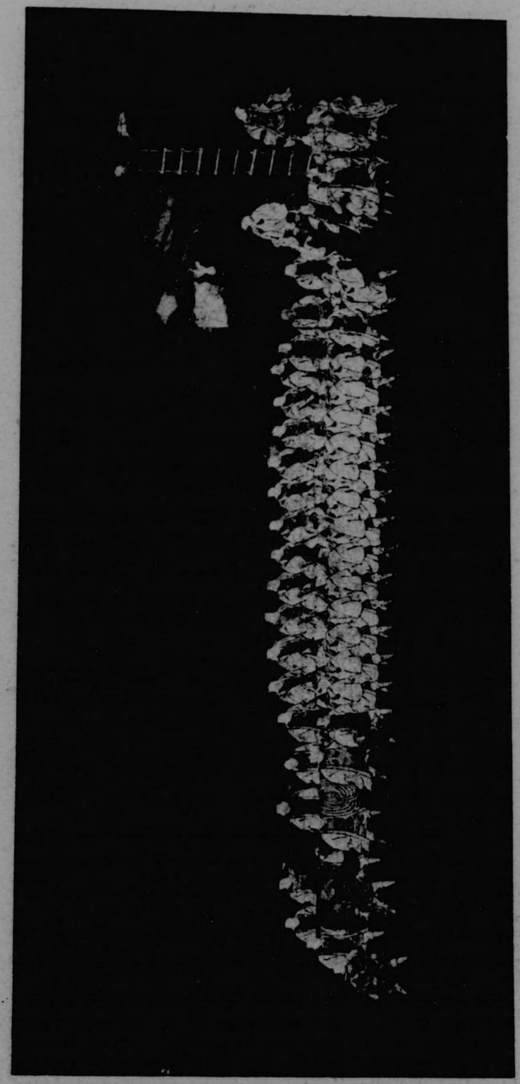

明治十年埴生村大字埴生ノ消防組八幡組ヨリ同村縣社護國八幡宮ニ奉納サレタル繪馬ニシテ同組ハ明治三四年頃ノ創設ナリト傳ヘラル。埴生村ハ舊北陸街道ニ沿ヒ國境ニ面シ鐵道開通前ハ宿場トシテ繁盛ヲ極メ居タルモノニシテ消防施設モ他ニ比シテ早ク發達シタルモノナリ。

富山縣消防組頭

富山尾山三郎

山室永森傳四郎

神明高橋健三

四方楊野吾一

西吳羽吉田善永

鵜坂岡村一郎

堀川細野定次郎

草島鹽井養淺

八幡中四又吉

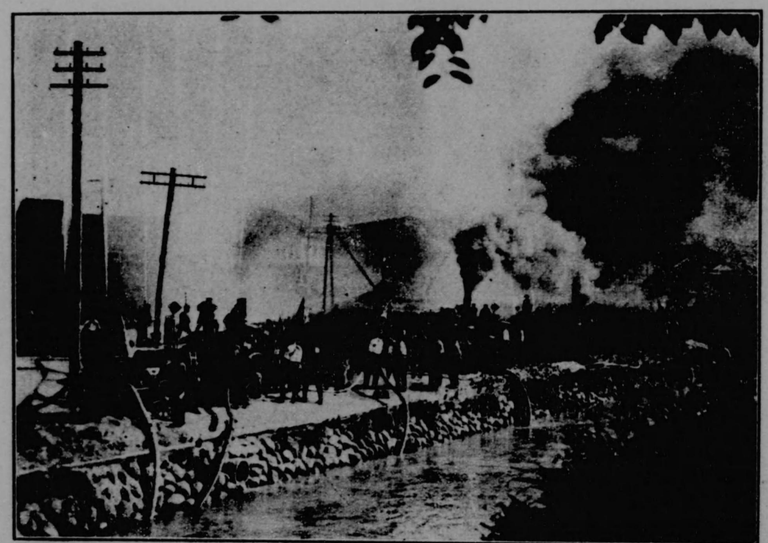

富山消防組聯合放水演習

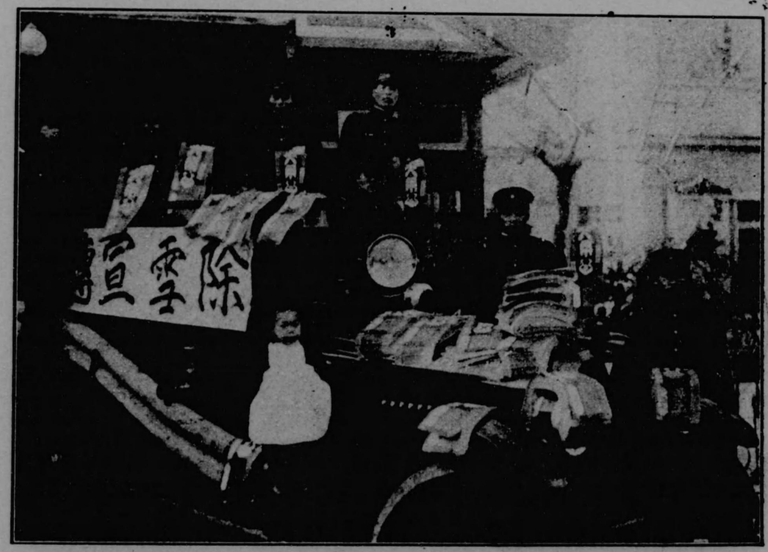

高岡消防組除雪宣傳

富山縣消防組頭

大村岩田元直

大澤野永瀬勝治

熊野新山善七郎

針原岩竹勇太郎

福澤瀬戸治右衛門

船峅廣野勵

大久保安井忠重

任海野上文雄

下夕田中孫右衛門

富山縣消防組頭

蜷川岡本美治

太田浮田總英

新庄高橋豊次郎

島村大辻茂

月岡栗山才次郎

上瀧柴田彌三治(勤)

東岩瀬梶榮次郎

廣田東四郎兵衛

大庄野尻文之

富山縣消防組頭

弓庄酒井貞治

三鄉正不芳隆

西加積二川善二

宮川土肥政之

上市椎名平次

上條勇伊吉次郎

南加積吉田才吉

音杉蔦久義

下條鹽原安太郎

富山縣消防組頭

東加積金川久次

西水橋藤井精一

細入中川長右衛門

[illegible]加積高橋磯二

[illegible]加積川原才次郎

滑川八尾菊次郎

中加積川崎清平

[illegible]加積石坂專作

東水橋相澤勘次郎(勤)

富山縣消防組頭

道下高見源二

上段小池兼太郎

高野藤井彌市

片貝谷三吉助之丞

魚津林秀雄

立山田村政次郎

西布施入江政憲

經田朝野收次(勤)

釜ケ淵坂井榮三

富山縣消防組頭

大森高田政信

五百石金木次一郎

山加積永田和右衛門

利田寶田傳次郎

寺田村崎吉助

柿澤中山平吉郎

舟橋稻田健治

下段高井建二

大岩嘉藤利之

富山縣消防組頭

田中岩次郎　田家

石田　澁澤勇作

若栗　西田武右衛門

東施布山口平作

下立澁澤與作

荻生稻垣惇平

大施布野平作次郎

浦山佐々木孝

前澤中島雄

富山縣消防組頭

上野方　廣田良作

下中島　柳原幸次郎

松倉　河崎直義

三日市　寺田彌右衛門

天神關口正信

加積宮田六左衛門

生地神子田直次郎

下方佐助左衛門

上中島守井嘉能

富山縣消防組頭

上原泉丈右衛門

南保大森重太郎

愛本大坂長作

八尾橋爪藤吉

新屋中山康平

野中富山周作

古里丸山義次

五ケ庄山本松次郎

小摺戸伊林順平

富山縣消防組頭

宮崎竹内彌三松

入善米澤元健

内山松谷正

境村水島保綱

舟見內島茜一

村椿能島喜三郎

飯野長田俊一

柵山青木良平

泊町島端吉次郎

富山縣消防組頭

福田山岡久郎左衛門

二上細野藤平

高岡菅野啓二郎

大門正力定吉　守山寺下二三四郎　佐野志村仁三郎

能町津野太右衛門　國吉磯部嘉平　小杉島ヶ善作

富山縣消防組頭

保内山下龜次郎

杉原新村菊次郎

室牧高木治郎

千里澤野竹次郎　宮川池内佐次　須原水本林吾

熊野三輪三治　池多肥田健耕　速星奥野義衛

富山縣消防組頭

片口　浦山勢十郎

堀岡　竹脇良昌

大江　川筋伊助

牧野　大坂編一郎　　海老江　五十嵐吉三郎　　塚原　浦上和右衛門

作道谷　道清　　本江　花房喜朔　　伏木　麥谷十平

富山縣消防組頭

金森元次郎

橋下條　二口　正橋又三郎

栴田　大坪喜策

老田　中橋憲太郎　　淺井　廣田吉太郎　　黒河　藤岡三郎

金山　廣永富治　　水戸田　三津井治作　　下村　關原富太郎

富山縣消防組頭

佛生寺　半田誠一

太田　武田恒榮

女良　大西篤示

出町　佐藤豊助

熊無　片折重曾

稻積　堂前幸吉

福野　大數藤兵衛

久目　山岸實

十二町　中田莊八郎

富山縣消防組頭

加納　要門佐一郎

藪田　山崎巽

氷見　齊太與四平

阿尾　島尾鐵

速川　橋本吉平

宇波　荻野一朗

八代　國雲二郎

宮田　西井要松

羅村　陸田秀太郎

富山縣消防組頭

野上一沖田嘉之

東般若菅野祐次

中田田中機作

井波丹波橘二

大清水御旅屋佐七郎

賴德武部毅吉

青島野村重正

西部金屋 高畑仁十郎

增山土田治八

富山縣消防組頭

油田金堂久克

南般若元井又四郎

野尻藤田甚平

五鹿屋堅田吉平

柳瀨高原耕造

廣塚重松喜平

東野尻小倉榮作

林村渡邊員五郎

南野尻大門榮太郎

富山縣消防組頭

山田 西井卯一郎

北山田 尾川津平

北蟹谷 島倉清麿

大鋸屋 坂下幸作

平村 鉢鑪平太郎

津澤 渡邊三良

北野 上田次吉

石動 上埜十右衛門

立野 石尾福次郎

富山縣消防組頭

蓑谷 俵六之助

井口 武部四郎

金屋 高島卯太郎

山野 藤井安太郎

信末 石村彥三郎

南山田南部 坂本與一郎

城端 森井惠橘

種田 新井常太郎

富山縣消防組頭

戸出　永森紋次郎

高波　中川清右衛門

吉江　佐々木八郎(勤)

伊勢領　宮本爲次郎

光明寺　吉田忠夫

太美山　澤田喜太郎

醍醐　前多長作

福光　西野清右衛門(勤)

西野尻　齊藤源右衛門

富山縣消防組頭

藪波　吉岡太郎平

山王　佐伯貞吉

若林　津川恒三郎

東蟹谷　岡本宗太郎

大瀧　中山利壽

水島　長原長治

子撫　東吉太郎

南谷　村上保範

正得　高田吉次郎

富山縣消防組頭

廣瀬錦　林　外次郎

南雲谷　杉本喜六郎

石黒　松本六太郎

西太美　久保次平

廣瀬　中川良忠

東太美　細川孝一

富山縣消防組一部長

富山　瀬川伊七

富山　廣瀬林太郎（勤）

堀川　中田義治

同　織田久藏

同　田島清市郎

草島　松田友次郎

同　福井友太郎

四方　今市米次郎

同　松正嘉之助

同　布村彙太郎

堀川　津與三郎

新庄　豊田重作

富山縣消防組部長

新庄　廣地松之助

大庄　山木滋定

蛯川　堀井正範

上瀧　前田淺吉

月岡　塲橋久雄

同　小林忠三郎

大庄　與澤孝作

同　北川清五郎

東岩瀨　森內竹次郎

同　酒井金次郎

同　谷口彌一郎

大村　吉岡修平

富山縣消防組部長

大久保　高見清作

大澤野　石黒繁次郎

細入　上野覺治

熊野　向川菊次郎

同　山岸粂治

同　清水龜三郎

同　松森伊三郎

細入　金田林作

下タ　野崎庄義

船峅　西村榮次郎

同　北野乙次郎

同　水上清太郎

富山縣消防組部長

滑川　金川作二(勤)

北加積　吉森次右衛門

西加積　松井庄作

同　豐原　嘉一

同　松野　正行

上市　森石　平

東水橋　一村與三右衛門(勤)

同　高嶋　喜一

同　佐伯　新清

同　横山　醸吉

西加積　常木　久次

音杉　早川　勇造

富山縣消防組部長

音杉　富樫　豊吉

魚津　伊東清太郎

魚津　高野宗四郎

同　杉本　謙二

同　高野　豊次

片貝谷　後藤　耕作

南加積　伊井　兵作

同　水口　九郎

同　山本孫次郎

同　酒井　靜正

同　西崎保太郎

同　山城　虔一

富山縣消防組部長

西布施　藤森長作

三日市　浦田安次郎

東布施　谷口助次郎

同　澤山幸作

同　梅澤淺次郎（勤）

內山　山形九郎兵衛

下中島　野田與三次郎

生地　柳川清長（勤）

同　山形松次郎

下中島　島津精一

同　湊屋淺次郎（勤）

泊町　荒尾繁吉

富山縣消防組部長

泊町　松下與三

八尾　宮田定次郎

山田　山田尙幸

飯野　伊野作次

同　布谷菊次郎

杉原　新村長太郎

同　井田英松

同　高島政次郎

同　杉林重信

八尾　益山虎吉

山田　谷川勝太郎

保內　村井鐵治

富山縣消防組部長

大門　米谷佐吉

小杉　高木助太郎

新湊　井木留次郎（勅）

守山　北本榮太郎

同　溫井龍太

伏木　那田長造

同　浦野信一

新湊　野上三次郎（勅）

同　岡日善左衛門

福田　室崎德次郎

同　八島逸平（勅）

同　牧野貞次郎

富山縣消防組部長

高岡　廣瀨久右衛門

高岡　中村金藏

能町　折田彌作

同　高安梅造

同　飛見丈繁

同　東源一郎

同　大島虎次郎

同　山本太一

二上　吉田辰次郎

同　高畑久作

同　竹內達二

同　北世金藏

富山縣消防組部長

林村 老與次郎

井波 木谷字平

城端 今井彙嗣

中田 酒井喜九郎

利賀 木田清光

平村 宮崎清利

同 關岡二朗

同 上野清一郎

同 久保精一

井波 白川彌平

城端 河合常次郎

同 竹原岩松

富山縣消防組部長

氷見 神埜儀

涇村 西川太郎兵衛

出町 杉下尚一

福野 伊藤鐵治

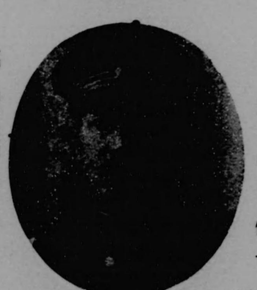

女良 山口信一

同 田子佐平

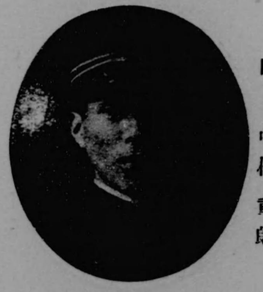

同 中村重郎

同 田中孝重

林村 出村嘉之

出町 荻原清

同 伊藤伊助(翁)

富山縣消防組部長

平村 山本次正

平村 高田常治

石動 嶺茂一郎

同 羽馬利佐

石動 荒井平二

若林 田屋他三次

同 山本清長

同 細川要造

同 黑田又四郎

同 和田仁助

同 三浦吉太郎(劾)

同 中村友太郎

富山縣消防組部長

若林 津田義則

福光 山本平藏

富山 在村外次郎

戸出 柴田太四郎

四方 野田助十郎

同 澤谷常次郎

同 矢後清一郎

以下
勤功章
受領者
(順序不同)

四方 柴草竹次郎

同 高田流平

富山 田畑竹次郎

同 井本米次郎

富山縣消防組勤功章受領者

四方　永井幸次郎

舟見　小森竹次郎

福野　橋本榮太郎

古里　澤村幸次郎

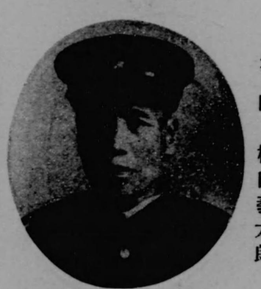
泊町　松田義太郎

金屋　木村長次郎

大久保　植野寅次郎

出町　戸田清

石動　本郷清

寺田　清水吉左衛門

同　渡邊庄太郎

賴德　八田安

富山縣消防組勤功章受領者

一城端　宮崎庄太郎

戸出　沼松造

福光　川合文吉

蓑谷　今井養作

福光　前村榮太郎

戸出　武田理左衛門

同　小林源造

附言　組頭・部長中氏名下の括弧内に勤と書せるは勤功章を有するものもである。又順位は警察署順に排列したるも期日までに寫眞到達せざる向あり已むを得ず後尾に附したるものもある。右は後日再訂の時を俟つて補正したいと思ふ（編者識）

581-208

例言

一。郷土史の精校蒐拾せらるゝ所、地方の消防火災史も亦從つて編纂せられ、中には既に著書となつて、廣く天下に頒かれた者も、甚だ尠くないやうである。本縣の如きは、由來「消防縣」として大に盛名を走せつゝあるに拘はらず未曾て一人のそが集成蒐集を試むる者なく、史料日に月に散佚して、古來の文獻古記錄、今や全く堙滅に歸せむとす。吾人之を恐れ、同人相謀つて「富山縣消防史刊行會」なる者を起し、私かに史料の蒐集整度に力めて居たが、本縣の消防機會も亦、創立十週年の紀念事業として、消防史を刊行せむとするの計劃があり。二者の意見期せやして相合し、義會は吾人に託するに、其編纂體修を以てし、吾人亦之を諾し、昭和四年十一月稿を起し、五年七月に亘つて、漸く其稿を脫することを得た。しかも業未半ならざるに、不幸三月廳舍災上の異變があり、古記錄、文書等に散逸して、吾人の期待に反むくこと甚だ多く、筆を投じて、その竟に成し難きを歎じたことも、曾に二三回にして止まらなかつた。故にこの稿成ると雖、資料缺欠、意に滿たざる者甚だ多く、而も上梓の期切迫して、改竄補足の餘裕なく、止むを得ず之を鉛槧に付することゝしたが、こは他日重版の期を待つて、之を訂正することゝした。

二。卷頭の「序論」や、第二編の「大火と消防制度」の如きは、本縣の消防史と何等直接の關係もない

やうであるが、我上古民族の『火』に對する信念、何時しか凝つて一種の拜火敎となり、鎭火祭の思想となつて、我國民に、『消防』の何ものなるかを考へた我神話時代の傳說は、吾人に敎ふるに消防なる事業が、如何に神聖なる國民の一大事業なるかを以てせるもの。並し溫故知新の一端なるを思ひ、田中保安課長の慫慂に從つて、之を卷頭に收むることゝした。

三。本書は重きを富山高岡に置き、殆ど餘の町村を閒却したるが如き觀あるやうであるが、其代償として第六編に各町村の消防組、並に其沿革を叙し些か以て杜撰不備の譏を防いで置いた。

四。本書の編纂に關しては、本縣保安課並に各警察の助力に負ふ所極めて多く、ことに田中保安課長、多賀雄一郎、松永榮太郎、小柴直矩、高橋勝次、其他二三子の懇切なる指導と、史料の提供とは編者に與ふるに反省檢察の機會を以てした。而して裝幀は書伯田中富吉氏の意匠に成る。茲に諸氏の芳名を錄して、聊か感謝の意を表したい。

昭和五年七月

寺田仙之助
澤村晴夫
鶴見立吉

富山縣消防沿革史

目次

第一編　序論

第一章　原始民族と聖火……一
第一節　希臘に傳はれる傳說……一
第二節　永劫不滅の『聖火』……二
第三節　『火』は神の表象……三
第二章　太陽崇拜の信仰……四
第三章　日本民族と拜日敎……五
第四章　發火法の發見發明……七
第五章　日本民族の發火機……一〇
第六章　火の威力と鎭火祭……一三

第二編　大火と消防制度

第一章　我史上の大火……一九
第二章　帝都皇居の炎上……二九
第三章　江戸城下の大火……三三
第四章　江戸時代の消防制度……三四
第一節　定火消……三五
第二節　大名火消……三七
第三節　町火消……三九
第四節　店火消……四一
第五章　江戸消防の完備……四三
第六章　明治時代の消防……四四

第三編　舊藩時代

第一章　越中最古の大火……四七
第一節　慶長十四年富山の全燒……四九
第二節　利長富山より高岡に移る……四九
第二章　富山藩の消防……四九
第一節　藩祖利次の警火……四九
第二節　寛文七年の御定書……四一

第三節　武家火消と町方火消……四三
第三章　元祿前後の制度と火災……四四
第一節　延寶三年富山兩度の大火……四四
第二節　同年の警火方略……四五
第三節　元祿の大火と放火の取締……四七
第四節　正德三年の富山城の失火……四九
第五節　時鐘の鑄造……四九
第四章　頻々たる火災と消防……五〇
第一節　明和七年の大火……五〇
第二節　寬政十一年の大火……五〇
第三節　龍吐水始めて用ゐらる……五一
第四節　用心井戶の掘鑿……五一
第五節　文政五年の大火……五二
第五章　濱田屋燒と生地屋燒の慘禍……五三
第一節　天保二年無比の大火……五三
第二節　安政二年の大火……五四
第三節　文化三年の大火……五五
第四節　火防用水路の計畫……五五
第五節　厩付人夫と廣德館燒失……五六
第六章　火之元番出火鎭火の報告……五七
第一節　出火鎭火の屆出式……六〇
第二節　八尾町等宿驛の屆……六一
第七章　高岡最古の消防法……六三
第一節　前田利長の失火警備……六三
第二節　古城御藏等の警備……六三
第三節　綱紀八十二條法度……六四
第八章　明和年中の消防組織……六五
第一節　明和八年の追加條目……六五
第二節　町奉行の報告……六六
第九章　文化年中の消防と大火……六八
第一節　文化三年報時鐘の鑄造……六八
第二節　文化四年未曾有の大火……七〇
第三節　文政年中の改定組織……八一
第十章　嘉永文久年間の火災……八四
第一節　嘉永年中兩度の大火……八四
第二節　救恤賑貸と商人取締……八四

第四編　明治時代

第一章　維新後の富山消防……八七
第一節　維新當時の狀況……八七

第二節　新川石川縣時代……八八
第三節　明治十八年の大火……八九
第四節　火防用水路成る……九一
第五節　明治二十年の大火……九三
第六節　家屋制限規則……九四
第七節　國重知事の告諭……九五
第八節　消防規則實施手續……九六
第九節　同二十五年兩度大火……九六
第二章　廢藩後の高岡消防……九七
第一節　明治十二年の大火……九七
第二節　育英小學校燒失……九八
第三節　二十一年の大火……九九
第三章　消防組規則發布……九九
第一節　勅令發布と其趣旨……九九
第二節　消防組施行細則……一〇九
第三節　消防組設置區域……一一
第四節　鰤東の大火……一二六
第四章　縣下消防の劃期的進歩……一二六
第一節　井波城端の大火……一二六
第二節　富山の大火……一二七
第三節　高岡の大火……一三一
第四節　蒸汽ポンプ始めて備はる……一三三
第五節　行啓警備と軍事後援……一三四

第五編　大正昭和時代

第一章　大火漸く跡を潛む……一三六
第一節　大正昭和の概觀……一三六
第二節　ガソリンポンプ現る……一三七
附、世界消防機の發達、我國の消防機械
第二章　大災害と消防組の活躍……一四〇
第一節　東岩瀨驛の椿事……一四〇
第二節　大正三年の水害……一四一
第三節　魚津角川橋の椿事……一四二
第四節　新湊沖漁船の救助……一四三
第五節　輜重兵第九大隊の遭難……一四三
第三章　消防義會の設立……一四四
第四章　本縣少年消防隊……一四九
第五章　消防協會支部設置と消防議員會……一五五
第六章　消防組御親閱……一五七
第七章　富山縣廳の燒失……一五九

目　次

第六編　消防組の略沿革

一、富山警察署管下……一六三
二、新庄警察署管下……一七五
三、東岩瀬警察署管下……一七八
四、大久保警察署管下……一八〇
五、滑川警察署管下……一八二
六、上市警察署管下……一八八
七、五百石警察署管下……一九一
八、三日市警察署管下……一九七
九、魚津警察署管下……二〇二
十、泊警察署管下……二〇三
十一、八尾警察署管下……二〇五
十二、高岡警察署管下……二一一
十三、小杉警察署管下……二一三
十四、新湊警察署管下……二一三
十五、伏木警察署管下……二一七
十六、氷見警察署管下……二一九
十七、出町警察署管下……二二四
十八、中田警察署管下……二二九
十九、井波警察署管下……二三二
二十、城端警察署管下……二三五
二十一、石動警察署管下……二三九
二十二、戸出警察署管下……二四三
二十三、福光警察署管下……二四五

附錄

富山縣消防組幹部名……二五一
富山縣少年消防隊幹部名……二九一
富山縣火災消防統計表……二九五

富山縣消防沿革史

第一篇　序論

第一章　原始民族と聖火

太古原始民族の間にありては、天上の「日」を以て、天主が權りに其形を見はせる「神の御衣」と做し、之より殺れ來つた下界の「火」は、神が一切の衆生を拯はむとする「憐みの聖火」だと信じて居た。

蓋し原始未開の時代にありては、民族はこの宇宙を以て一つの生物と做し、一切の森羅萬象悉く生命を有し、意思を有し、感情を有する者だと思つて居た。謂へらく「日の照し、星の輝き、水の流れ、火のもゆる、草木の生長する、何れもこれ此力より來つたもので、下界の火が、われら人類の運命を左右し、一族の禍福吉凶之によりて決するのは、固より當然の次第である」と。

故に民族の火を視ることさながら神の如く、天使の如く、敬虔崇拜、日夜その光を仰いで、只管その靑睞を祈つて居たと云ふのは、蓋し當然の歸結で、火に關する東西の傳說何れも克く其間の消息を語つて居る。その中にありて、廣く讀書子の間に知らるゝ者は、恐らくかの希臘神話に見は

るプロミシユースの傳說であらう。

第一節　希臘に傳はれる傳說

神人プロミシユースは、久しく下界にありて具さに其事情を究め、當時の人類が家なく、火の氣なく、空しく地中に穴居して寒さに慄ひ、糧食に窮し、時には野獸の襲撃を受けて、一日の寧きを得ることすら甚だ困難なる、極めて憫むべき狀態の下に在るを見、一日主神ゼウスの許に至りて、具さに下界の事情を述べ、『せめては人類に火を與へて、其身を暖め、その食を調理するの道を敎へさせたまへ』と願つたが、ゼウスは人類が智慧を得て、神の命を奉せざるに至らむことを恐れ、頑として之を容さず、寧ろ速に下りて、其行動を監視せむことを命じたので、止むなくその宮殿を退いて、一たび下界に下つたが、人類を敎はむとするの念慮は、之が爲に益々固く、快々として滅海岸に迷ひ出たが、そこに、中、洞にして、丈高く伸むで居た一莖の葦があつた。プロミシユースは之によりて一策を按じ、東方遙かに日輪を指して飛翔し、炎々たる其焰をこの葦の髓に移し、直に髓を回らして地上に歸つて來た。

かくてプロミシユースは、洞穴の中に慄つて居る總ての人類を招集し、葦の火によりて篝火を作り、人は如何にして其身を温め、如何にして其糧食を調理すべきかを敎へたので、程なく火は東

西に普及し、人類はこゝに始めて野獸の境涯を脫し、一躍して忽ち人らしき生活を營むの端緒を得た。

プロミシユースは之に力を得て、さまざまの技術を敎へ、人類の生活が次第に幸福となれる慶ばしき光景を見、怡然として

新しき黄金時代、
やがて來む。
古きそれより美はしく、
更にそれより優れたる、
新しき黄金時代、
やがて來む。

との歌を口吟さむださうである。

第二節　永劫不滅の「聖火」

かゝる傳說は、東西到る處民族の間に存在し、ニュジルランド人は、火を以て英雄神人マオリが地獄より得來れる者と做し、サモア人は、南方より來れる一異人、天上に昇りて、太陽の光を勝ち

來たといひ、アメリカン、ニグロは、平野を疾走せる一野牛の跡、偶岩に觸れて火を發し、其火原頭の枯草に燃え移つて、こゝに始めて『火』と言ふ者を知つたと言つて居る。

試にこれらの傳說を取つて、その跡を閲せむか、その說く所一として天上の秘事を語らざる者なく、また之を得た當時の苦心を語らざる者はない。蓋し原始時代にありては、火を得ることを極めて困難で、一たび之を失はむか、復び之を得ること、蓋し容易の業ではなかつた。これ東西の諸國に於て今尙『火』が神殿の裡に護られ、永劫不滅の神火として、國民崇拜の對象物となつて居る所以であらう。

此の如きは唯りペルシヤの拜火敎のみでなく、古、希臘の各敎會に設置せられて居た所謂『接待公館』や、六人の處女によりて、晝夜間斷なく護られて居たウエスタ（竈神）の殿堂の如き、亦其起原に於ては、同じく此『聖火』を護るの信仰より來つた者だと傳へられて居る。

第三節　『火』は神の表象

エルサレム神殿の燈火が、不滅の神火として古來かつて滅したことがなく、ペルシヤにありても神殿の火は、神の表象、シンボールだと信せられ、この火に仕へまつる神官の如きすら、瞑目深頭巾を纏ふにあらざれば、之に近づくことを許さない程神聖なる者とせられ、波羅門敎では、今尙口

を以て火を吹き、火を消すことを禁せられて居るが、これらの信仰は、古、火を得ること極めて困難であつたのと、又之を得來つた古來の傳說、竟にこの神事と信仰とを形作つたのであらう。

第二章　太陽崇拜の信仰

唯り西方、中亞の民族ばかりでなく、我が建國時代の先住民族であつたアイヌ族も亦極めて熱烈なる拜日拜火敎の信徒であつた。

人種學者の說く所を以てすれば、この民族も亦本來西亞細亞に住つて居たが、民族の移動始まるや、一は西方に向ひ一は鳥獸を追ひ、魚貝を漁りながら、幾百年か久しい放浪をやつた後、やつとシベリヤの東の涯に辿りつき、ここを一時の足泊りとして又復移住の旅程に上つた。

渚に立ちて遠く望めば、漂茫として涯りなき日本海の波濤は、その行く手を遮つて、やゝ其壯圖を沮むの嫌がなかつたでもないが、由來この民族の胸底には、熱烈火の如く、而も抑へむとして到底抑ふることの出來ない一つの信仰があつた。自然を崇拜し、太陽の光に憬がるゝ一種の宗敎心があつた。この民族が間もなく間宮海峽を突破し、樺太（かばと）、蝦夷（えぞ）を經て、本州に侵入（しんにう）し來つたのも、畢竟この宗敎心の皷舞する所、與つて大に力があつたであらう。

パチエラー氏の『アイヌ、オブ、ジヤパン』に據ると、『日』と『火』とは、アイヌに取りては

二にして一。一にして二で、日の女神は其首座に位し、其次に坐する者は火の女神である。

女神は熱を以て其身を溫め、その病を癒し、その食物を調理し、其子達に對して、母のやうに優しいが、審きの日に方りては、その輝ける光を以て過去一切の罪業を照し、其罪に應じて之を處罰する。かの晝夜黑煙を吐き、時に火柱を立てゝ天地を震撼せる大火山の如きは、蓋この女神が常に住むで居る常住の宿だと信じて居た。

この信念の命ずる所、この民族は光を追ふて益々西に進み、竟にフヂ、ヌプリ（火山富士山か）の峙てる雄々しき姿を仰ぎ見るに至つて、一たび足を此に駐め、その一部族は『鼻』――江戸か、――や利根霞ヶ浦を中心として、武總の水鄕、渚汀に沿ふて安住の地をトし、ここを名づけて『平和の城』と言つて居た。

一部族が『平和の城』を守つて居たのに反し、他の一部は根據を、山林谿谷の間に置き、鳥獸を追ひ、菓實を求めて、伊豆、相模、甲斐信濃に入り、さらに一轉して、飛驒、越後、越中、能登に伸びて居るが、學者は之を山林部族と呼むで居る。

この二部族が、關東北陸地方に其居を定めて居た間に、光に憬がれ、日の影を慕へる一群の拜火敎徒は、南へ南へと進むで、東海より畿內に入り、四國に走り、本土より九州に入れる者は、さらに波濤を蹴つて海に浮び、オタンネ、モシリ（細い島――種子ヶ島か――）よりして、奄美大島や

琉球に及び、ここに南の涯なる憧れの地に全く其足を駐むるに至つた。かの奄美大島に今尙多毛の人多く、沖繩島に貝塚の跡を殘して居るのは、其間の消息を語れる者で、學者は之を島嶼部族と呼むで居るが、この民族の火を慕ひ、日に憬がるゝ信仰的情熱の如何に烈しかつたかは、恐らくこの移動と放浪とによりて略ぼ之を察することを得やう。（鳥居博士の「有史以前」及松村瞭氏の「琉球荻堂貝塚」參照）

第三章　日本民族と拜日敎

さながら大日輪の天上に輝くが如く、『光華明彩』、遍く六合を照しませる天照大神を以て、建國の大理想とせる日本民族が、日を拜し、日をあがめ、さしのぼる朝暾の影を仰いで、『天地萬有の生命、宿つて此にあり』となせる一種の拜日敎徒たるに至つたのは、固より當然の歸結。敢て深く怪しむに足らないのであるが、日本書紀はこのことに關し、一つの神話を傳へて居る。

伊弉諾尊、伊弉冉尊、共に議りて曰く、「吾れ既に大八洲國及山川草木を生めり。何ぞ天下の主たる者を生まざらむ」と。是に共に日神を生みます。大日孁貴と曰す（一書に云ふ天照大神）。この子光華明彩、六合の內に照り徹らせり。故れ二神喜ばし曰く、「吾が息多なれども、未だかく靈異なる兒はあらず。久しくこの國に留むべきにあらず。自ら當に天に送りて、授くるに天上の事を以てすべし」と。是時天地相去ること未だ遠からず。故れ天柱を以て、天上にあげまつりたまひき。

この神話によりて之を察するに、我古代民族は天照大神を以て天上一切の事を司らせらるる高天原の神となし、之を蒼海原を知ろしめせる月讀尊や、天の下を知ろしめせる素盞嗚尊の上に置き、以てその神德の廣大無邊、殆之と較ぶべきものなきを信じて居た。從つてかの日輪——「赫耀たる其光、遍く萬有を照して、一切の生命その中に在り」と思つて居るかの日輪の如きも、偶その神德の形に現はるゝ一端となし、之を見ること神の如く、造物主の如く、敬虔崇拜、竟に一種の拜日敎を生むに至つた。

故に大神の一たび天石窟にかくれ給ふや、「天地晦冥、晝夜を分かたず。人皆適從する所を失ふ」たと言ひ傳へられて居る。日本書紀この光景を傳へて云ふ。

> 乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉ざして幽居しぬ。故れ六合の內常闇にして晝夜の相代るわきも知らず、時に八百萬の神天安河原に會合ひて、その禱るべき方を計らふ云々

主を失ひ、光を失へる當時の民衆が、昏迷自失、爲す所を知らざりしさま、略ぼ之によりて之を察するを得やう。

この天日を拜するの信仰は、やがて天上のそれより分かれ來つた云ふ「地上の火」を拜するの信仰となり、次で之を保存し、之を繼承し、當時の聖火をして、之を萬代に傳へむとする、かの所謂「火繼式」なる者となつて現はるゝに至つた。學者はこの聖火保存と國民性との關係に就て、

> 聖火保存の第一事は、その保存を妨ぐる風雨の襲來を防ぐべき家屋の建設と燃料の供給とであるが、又此火を保護し、この聖火を不滅ならしむる爲には、この火を保護し、その消滅を防ぐべき、所謂火に仕ふる人を求めねはならぬ。古代民族は、その神事を擧げて之を其君主や酋長に委托し、この聖火を中心として、一つの團體的共同生活を營むに至つた。かの「天津日嗣」は、或意味に於て「天津火嗣」で、神の御心が、この火を通じて我等人類の上に與へ給ふた一種の結束力たと言ふも敢て過言ではあるまい。

と言つて居る。

想ふに、我地方の農民が、逝く年の夕を以て竈の神を祭り、大三島神社の氏子が、年々神代ながらの神火を分ちて、之を我家の燈火に移し、農民が新開の部落を創設するに方りては、村民悉く本部落の神殿に集り、嚴かに火移しの神事を行ふて後、聖火を新部落の神社に移せるが如き、我在來の風習は言ふまでもなく、『火繼式や』や、『火貰式』などの神事が、今尙出雲大社の儀式として行はれつゝある、幾多の事實によりて之を稽ふれば、我民族の火に對する信仰が、その由つて來る所、如何に遠く、且又如何に深きものであるか、恐らく之によりて之を知ることを得やう。

日輪の影を拜する太陽崇拜の風は、蒙古にも朝鮮にも殘つて居る。かの史記匈奴傳に、『單于朝出拜、拜日之始生。夕拜月』とあるは、その一例とすべきものであるが、この東方憧憬や、日月崇拜の風は死人にまで及び、死者は西枕或は北枕にせらるゝのが多かつた。蓋し西を枕にすれば死人

の眼は東を望み、北を枕にすれば、南を見ることが出來るからである。

之に反し大陸の西に向つた民族は、西或は北を枕に死人を仰臥せしめ、その墓穴よりして營ち行く〳〵夕日の影を眺むることを得るやうにした。こは西方淨土の觀念と同じく、一つの『西方渴仰』とも見るべきものである（西村眞次氏「大和時代」參照）

（註）古事記上卷天孫降臨の條に「朝日の照り勝つ國夕日の日照國」なる語があり。大神宮儀式帳にも「朝日の來向ふ國」とあつて、朝日夕日に直射せる地處を擇むで、住居を構へるのは、古代民族一般の風俗であつた。萬葉集にも「朝日照る佐太の岡邊」「朝日照る島の御門」などと歌つて居るのも、蓋し朝日崇拜の風自ら此に至つたのではあるまいか。

第四章　發火法の發見發明

知らず人類は如何にしてこの『火』を得ることを發見したか。獨逸の土俗學者クラチユ氏は、人類が火を知つたのは、火山より噴出せるラバーの熱にありとし、多數の學者は、密生せる太古の森林が、烈風に襲はれて互に相摩擦し、竟に火を發するに至つた山火事の火、その根原となつたであらうと言つて居るが、原始民族の間に、今尙摩擦發火法の行はれて居る一事よりして之を觀れば、發火法の起原は、恐らくこの山火事にあつたであらう。

タイラー氏は、發火法の發達、徑路、進化の跡を辿りて、

第一。相互摩擦。
第二。進退摩擦。
第三。揉錐摩擦。
第四。紐錐摩擦。
第五。弓錐摩擦。
第六。舞錐摩擦。

の六つに分つて居るが、之を大別すると、手を以て揉み出せる揉錐摩擦と、弓弦などの紐を以て、之を轉廻發火せしめむとする所謂紐錐摩擦との二となすことが出來る。

鳥居博士の調査によると、今尙第三の揉錐摩擦法を用ゐて居るのは、沖繩、臺灣、比律賓、スマトラ、サモアなどの蠻民で、我北海道のアイヌも亦この法によりて居る。

我日本も亦古はこの法を用ゐて居たと見え、越後の彌彥社は今尙之により、伊勢の大神宮も本は第三の揉錐摩擦法であつたが、今は第六の舞錐摩擦法によつて居る。

之に反し、弦や紐を以て、今尙火を作りつゝある者は、千島アイヌ、ギリヤーク、チユック、エスキモー、アレウト、及アメリカのインヂアンなどで、日本を中心として、南と北と、民族の間に

發火法が、劃然として相分かれて居るのは、土俗學上、極めて意義ある一つの現象と見なければならぬ。

古の亞細亞民族は、此の如くにして多く摩擦法によりて居るが、新しい亞細亞民族――ツングースや、モンゴール、トルコ、フイン族の如きは言ふまでもなく、殆總てのウラル、アルタイ系の民族は、遠くのむかし、既に業にこの摩擦法を捨て、何れも火打石と火打金とを用ゐて居る、古い道敎の壁繪などを見ると、一人は弓をまわし、一人は之を押へて、巧に火を作つて居ることを見るのであるが、これによりて之を察すれば、古代の漢人種も亦この摩擦法によりて火を作つたのではあるまい乎（鳥居博士「人類學上より見たる我上代の文化」參照）

かの漢人の歷史に、『燧人氏は火德を以て王たり』と言つて居るのは、恐らくこの發火法を發明して、之を民族に敎へ、民をしてこゝに始めて火食の道を知らしめた其功績を謳つたものであらう。

第五章　日本民族の發火機

さらば問はむ。我古代の日本民族は、如何なる發火機を用ゐて居たか。不幸にして今まで發掘された古墳の中には、其形跡だに之を見ることを得ないが、我文献の上には、略之を察すべき一つの故事がある。

古事記大國主命國讓りの條に、命は多藝志の小濱に天の御舍を造りて、水戸の神の孫、櫛八玉神を膳夫とし、天の御饗を献つた時に、

櫛八玉神鵜に化りて海の底に入り、底の埴を咋ひ出でゝ、天の八十平瓮を作り、海布の柄を鎌りて、燧臼を作り、海蓴の柄を燧杵に作りて、火を鑽り出でゝ白しけらく、この我が燧れる火は、高天原には、神產巢日御祖の命の富足る天の新巢の凝烟の八拳垂るまで燒き擧げ、地の下は、底津石根に燒き凝らして拷繩の千尋繩打ち延べ、釣せる海人が大口の尾翼鱸、さわ〳〵に控きよせ騰げて、折竹のとをとをに、天の眞魚咋献らむとまをしき。

と云ふ一節がある。その如何に莊嚴なる儀式を以て之を執り行はれたかといふことは、之によりて略ば之を察することを得るが、この『海布の柄を鎌りて、燧臼を作り、海蓴の柄を燧杵に作りて、火を鑽り出でた』と云ふ一儀式は、たしかに當時の發火法が、第三種の揉錐摩擦であつたことが察せらるる。

本居宣長の古事記傳に、

今も大神宮忌火屋殿にて、神供を炊く火は、皆切火なり。其法は、よく枯れたる檜の木口を切り、その木口の中央に少しく窪みをつけ、また錐の柄の如くなる木を以て、力を入れて、かの木口を强くもみて火を出すなり、右の杵は、檜にても又山枇杷といふ木にても作るなり。

とあり『玉葉』にも

神宮習、不用火打。用火切。

とあるによりて之を稽ふれば、我古代人の發火法は、盖しこの摩擦法であつたことは、殆ど疑を容る
る餘地がない。

この發火法は、燧石と金屬と相うちて、火を發せしむる所謂燧火石なる者が發明せられた後と雖
神明に對しては、依然として古來の火切を用ゐ、燧火は寧ろ一種の惡魔除けとして、之を用ゐて居
たではないかと思はるゝ。かの日本武尊が、東夷を征せむとして、途上大神宮に參拜し、姨君の倭
比賣命に會はせられた時。命は日本武尊に草薙劍と一つの嚢とを與へ、若し萬一の急あらば、この
嚢を開けと仰せられ、尊に燧石と火打金とを贈られたさうである。

この劍とこの燧石とが、尊の急を救つたことは、我國史を讀める者の何人も善く知れる所である
が、學者はこの燧石を以て、一つの魔除けとして居た一つの證左だと言つて居る。明治の初年、マ
ッチ既に渡來せるも、我國民は之を以て不淨のものと做し、神社や神棚のお燈明については、依然
燧火を用ゐて居た當年の風習によりて之を察すれば、この魔除說必ずしも荒唐無稽の言ではある
まい。

第六章　火の威力と鎭火祭

東西の民族、何れも「火」を以て神聖犯すべからざる者と做し、日夜その影を仰いで、只管その德
を讃美して居たが、不幸にして一たび火神の憤りに觸れむか、部落は燒かれ、山林は焦土と化して
宿るに家なく、食ふに物なく、饑寒困窮その身にせまつて、寧ろ禽獸の類ひ少きを思ふこと幾た
び。而も其災年と共に益々多きを加ふるに至つたので、火神を崇め、其德を讃美するの信念は、何
時しか一變して之を恐るゝの畏敬心となり、恐懼心となり、竟にその下に慴れ伏して、其憤りをな
だめまいらせむとする一種の祈ごととなりて、ここにかの所謂鎭火祭なる者を生み出すに至つ
た。

かの古事記に、火神の名を火之夜藝速男神や、火之炫毘古、若くは火之迦具土神とも稱し、また
神武天皇紀の顯齊の條に、火の名を嚴香來雷と云つて居るのは、「燒く」または「輝く」の義を含む
もので、何れも火の威力を稱へたものであるが、伊佐奈美尊が火神を產ませ給ふた時、母體を焦い
て神退りましたと云ふ故事や、伊佐奈伎尊が之を憤つて、火神を斬られた十握劍の刃から垂つた血
潮から岩石の神なる磐裂神、根裂神、石洞之男神が化生し、倚聖速日、樋速日、建御雷之男神の如
き、火の威力を稱へた神、若くは雷神を化生したことを傳へて居るのは、何れも火神の威力の恐る

べきを示せるもの、我民族が鎮火祭なる者を生み出すに至つたこと、決して偶然ではない。

鎮火祭祝詞

高天原に神留り坐す皇親神漏岐神漏美の命持ちて、皇御孫命は、豊葦原の水穂國を安國と平けく知し食せと天下寄さし奉りし天都詞の太詞事を以て申さく。

神伊佐奈伎伊佐奈美の命、妹妹二柱嫁継ぎ給ひて、國の八十國島の八十島を生み給ひ、八百萬の神等を生み給ひて、麻奈弟子に火結神を生み給ひて、美保土焼かえて石隠り坐して、『夜は七夜。晝は七日吾をな見給ひそ、吾が奈妹の命』と申し給ひき。

この七日には足らずして、隠り坐すこと奇しとて、見そなはす時に、火を生み給ひて、御保止を焼かえ坐しき。如是る時に、『吾が名妹の命の吾を見給ふなと申すを、吾を見阿波多志給ひつ』と申し給ひて、『吾が名妹の命は、上津國を知し食すべし。吾は下津國を知らむ』と白して、石隠り給ひて、與美津枚坂に至り坐して思ばし食さく。『吾が名妹命の知し食す上津國に、心悪しき子を生み置きて來ぬ』と宣りたまひて、返り坐して更に子を生み給ふ。水神、瓠、川菜、埴山姫の四種の物を生み給ひて、『この心悪しき子の心荒びなば、水、神、瓠、埴山姫、川菜を持ちて鎮め奉れ』と事教へ悟し給ひき。

此に依りて、稚鮮覚へ奉らば、皇御孫の朝廷に御心一速び給はじと爲て進る物は、明妙、照妙、

和妙、五色の物を備へ奉りて、青海原に住む物は、鰭の廣物、鰭の狭物、奥津海菜、邊津海菜に至るまでに、御酒は瓮の邊高知り、瓮の腹満て雙べて、和稲荒稲に至るまでに横山の如く置き高成して、天津祝詞の太祝詞事以ちて、稚鮮覚へ奉らくと申す。

× × ×

按ずるに、この鎮火祭なる者は、伊佐奈美の命が、火神軻遇突智(火結神)を生み、その熱に焦かれて神退りました後、火神の暴虐を思ひ煩ひ、さらに水神、瓠、川菜、埴山姫の四神を生み、火神にして若し其暴威を逞しうすることあらむか、『水神は瓠を持ち、水をかけて之を鎮め、埴山姫は、川菜を以て之を鎮めよ』と教へ給ふた我開闢史の傳説を繞り來つて、その神慮を慰めまいらせむとする形式を取つた者であるが、その精神、設備、方法、今の消防及其機關と何の異る所もなく、その由つて來る所、遠きにあるを知るであらう。

× × ×

安元三年四月二十八日かとよ。風烈しく吹きて静ならざりし夜。戌の時ばかり、都のたつみより火出で來りて、いぬゐに至る（中略）吹き迷ふ風に、とかく移り行く程に、扇を廣げたるが如く末廣になりぬ。

遠き家は煙にむせび、近き邊は、ひたすら焔を地に吹きつけたり。空には灰を吹き立てたれば、火の光に映じて、普く紅なる中に、風に絶えず吹き切られたる焔、飛ぶが如くにして、一二町を越えつゝ移り行く。

その中の人現心ならむや。或は煙に咽びて斃れ伏し、或は焔にまぐれて忽に死しぬ。或は又繩に身一つ辛くして遁れたれど、資財を取り出づるに及ばず、七珍萬寶さながら灰燼となりにき。その費いくそばくぞ。（中略）すべて都の中三分が一に及べりとぞ。男女死する者數千人。馬牛の類邊を知らず（方丈記）

第二篇　大火と消防制度

第一章　我史上の大火

◇部落點々、帝都の外、まだ邑らしい村を見なかつた我聚落時代にあつても、火神の災は必ずや多少あつたであらうが、我史籍や文献の上に見はれたのは、欽明天皇の三年であつた。この年内裏炎上し、舒明天皇の八年には岡本の宮火を失し、皇居を田中の宮に移され、皇極天皇の二年にも、難波の百濟客館やけ、民家亦その災に罹ると云ふ日本書紀などの記錄によりて之を察すれば、大和時代と雖、祝融氏の災は、必ずや多少あつたにちがひない。

◇唯當時は、一代毎に都を遷さるゝの風があつたので、帝都と雖大厦高樓の見るべきものがなく、茅舍點々、僅に雨露を凌ぐに過ぎなかつた者、必ずや多かつたであらう。

◇從つて火災も亦極めて稀れで、その大火とも見るべきものは、恐らく大化の新政によりて八省百官を置かれ、寺院佛閣所々に建立せられた奈良朝以後のことであつたであらう。今試に史乘によりてその大火とも思はるゝ者を擧げて見やうか。

第二章　帝都皇居の炎上

皇居も亦屢々火を失し、皇居炎上の記錄、我史乘の上に見えて居る。

◇舒明　天皇　八年岡本の宮やけ、田中の宮に遷らせらる。

◇村上　天皇　天德四年五月內裏燒く。

◇圓融　天皇　貞元丙子年五月十一日禁中焚く。

◇同じく三年五年禁中火を失す。

◇一條　天皇　長保元年六月禁中火く。三年內裏火あり。四年近衞府焚く。
寬弘二年神鏡罹災す。同六年一條院火く。

◇三條　天皇　長和三年二月禁裡火く。十一月新殿も亦炎上す。

◇後朱雀天皇　長曆三年禁裡火あり。長久元年九月京極院やけ神鏡罹災す。

◇後冷泉天皇　康平元年禁內火あり、大極殿に及ぶ。二年正月一條院やけ、壺坂御罹災す。

◇堀川　天皇　嘉保元年十月禁內炎上。

◇崇德　天皇　大治二年大內火け、歷代の古器多くは罹災す。

◇高倉　天皇　治承元年、京都大火、大內に及ぶ。

◇後深草天皇　建長元年二月閑院內裏火く。

◇後宇多天皇　弘安元年十月二條殿火く。

◇後醍醐天皇　延元元年細川定禪、京師を陷れ禁闕をやく。

◇後小松天皇　應永八年二月民家火を失し、災、宮闕に及ぶ。

◇後花園天皇　嘉吉三年九月賊禁中に入りて放火し、神璽寶劒を奪ひ去る。

◇後土御門天皇　文明八年十二月室町火く。帝北小路殿に幸す。

◇後光明天皇　承應二年六月內裏炎上。

◇後西院天皇　萬治四年(寬文元年)內裏燒く。

◇靈元　天皇　延寶三年。京都大火。行在所に及ぶ。

◇東山　天皇　寶永五年京都大火。內裏火く。

◇光格　天皇　天明八年正月京都大火。內裏火く。

◇明治　天皇　明治六年五月。宮城の一部火く。

◇大正　天皇　九月震災に方り、城中の有光亭、其屋根を火く。

若し夫れ天曆康保より、安元治承に至る所謂群盜橫行時代に於ける草賊の放火、寺院佛閣の燒失皇居の一部炎上など詳かに擧げ來らむか、その災厄數千百に上ぼるべきか。史を按ずるに、大化革新より、鎌倉時代に至る前後五百四十年。この間にありて、『帝都の祝融氏の災に罹れるもの三百五十一。人畜財寶の滅ぶるもの、あげて數ふ可からず』古の詩人が焦土と化せる帝都の廢墟に立ちて

『凌季末法。世の終りを見る、當に遠きにあらざるべし』と歎じたのも、蓋し無理ではなかつたであらう。（孝亮記。梵舜日記。慶長見聞集參照）

第三章　江戸城下の大火

日として警鐘の聲を聞かざるなく、夜として鳶の者の出動を見ざるなく、德川時代に於ける江戸の大火は、げに其名に背かざる一種の花であつた。一つの名物であつた。

今『武江年表』や、『武藏鎧』『年代記』『一話一言』『日本社會事彙』などの記錄によりて、大火中の大火とも見るべきものを擧ぐれば、

◇寛永十六年　八月十一日本丸火く。天火厨に落ち本殿に及ぶ。

◇慶長六年　十一月二十日己の刻日本橋駿河町幸之丞方より出火。災害殆江戸全市に亘る。

◇同　十二年　正月七日神田下町火を失し、三日に渉つて歇まず。

◇寛永四年　九月晦日、日本橋區横山町より出火、吉原に及ぶ。吉原大火の始也。

◇寛永十八年　正月晦日、京橋樋町より出火。烈風に吹き捲くられ、火の粉飛むで、南は宇田川橋東は岸海、西は麻布に至り、町數九十七、武家百三十、悉く焦土と化し、人畜の死する者算なく、大目附加々爪忠澄煙に卷かれて死す。

◇寛永十九年　二月十九日淺草駒形より出火。淺草觀音堂燒く。

◇明暦三年　正月十九日小石川鷹匠町より出火。江戸城本丸を首め、江戸の全市殆烏有に歸す。俗に云ふ振袖火事なるもので、男女の燒死する者十餘萬。その災大正の大震災を超ゆ。記に云ふ。『幕府諸侯歷世の舊記珍寶武具多くは灰滅し、焦土五里八丁四方。開府以來の大火也』今の回向院は當時の死者を合葬して一寺を建てたる者。

◇延寶四年　十二月七日淺草山谷傾城町火を失し、淺草、吉原殆全く燒失。傾城の死する者十三人

◇延寶七年　五月二十九日、日本橋堺町大阪七太夫座より出火。日本橋の過半を火く。芝居よりの出火は之を以て嚆矢とす。

◇天和二年　十二月二十八日、本郷駒込大圓寺より出火。湯島、池の端、駿河臺より神田下谷日本橋に及び、火は更に川を越えて本所深川に飛び、海邊新田に延燒し、翌日纔に鎭火。死者三千五百餘人。焦土の延長十三里餘

◇享保六年　二月七日四谷中殿町より出火。飛火赤坂今井谷を燒き、麻布三間屋に至つて止まる次で三月三日、四日附近の大火と合せて、人の死する者二千百十餘人。家屋の燒亡十四萬千三百六十餘軒。

◇享保十七年　三月二十八日、一は淺草新寺町より。二は深川木場より、三は小石川富坂町、四は

巣鴨より各前後して出火。死者二百五十人。長さ百二十餘町。

◇明和　九年　二月二十九日、目黒行人坂大圓寺より出火。麻布、芝、郡内、京橋、日本橋、神田、本郷下谷、淺草を嘗め餘焔千住に及ぶ。之と前後して本郷丸山にも出火。駒込、谷中、根岸、日暮里を火き、翌三十日鎭火。延長二十八里二十七町。町數九百三十四。燒死者一萬四千七百餘人。

◇文化　三年　三月四日、芝車町より出火。淺草新堀に至る。延長二里餘。幅十七町。死人一千二百五十四人。

◇文化十二年　目白臺の火、田端中里に達し、民家の燒亡數萬軒。

◇同　十二年　三月二十一日。神田佐久間町出火。佃島、新橋、築地に及ぶ。長一里半。幅二十町。燒失家屋三十七萬有餘。人の死するもの二千八百餘人。

◇安政　二年　十月二日。地震火災を起し、斃死三千八百九十五人。潰家一萬四千三百四十軒。潰藏一千四百四棟。長さ二里十九町。幅二里二丁。

以て幕府時代の江戸城下が、如何に祝融氏の災に憫まされたかを知ることが出來よう。

第四章　江戸時代の消防制度

◇城下の發展と、火災の之に伴ふて年々益々增加し行ける當時の情勢とに鑑み、德川幕府は、慶安三年六月二十六日を以て、こゝに始めて火消役なる者を置くに至つた。

これ今を距る二百八十年。西歷一千六百五年のことで、英國に先つこと實に百二十四年。恐らく世界最古の歷史を有する者だと言つて可なりであらう。今德川時代に於ける消防制度の一班を擧げて見ようか。

第一節　定火消（武家火消）

定火消は、江戸市中の防火、及非常警戒をなすもので、『武家火消』又は『侍火消』と稱し、四千石以上の旗本を以て之に充てた。若年寄の支配に屬し、役料三百人扶持。後慶應三年役扶持を廢し役金二千兩を給することとした。

與力六騎。同心三十人を之に隷屬せしめ、出火に方りては、與力同心を指揮して、その受持區域內の警を救はしめた。

この制度は、慶安三年始めて定火消二組を置いたのに其增を數し、明曆大火の後、次第に其組數を增して、十五組となし、其後さらに鐵砲七組、弓三組に改め、鐵砲組は八重洲河岸、赤坂溜池、半藏門外、御茶の水、飯田町小川町、四谷門外に其役所を置き、弓組は駿河臺、赤坂門外市谷佐內坂に其屯所を置いて、そが警戒の任に當らしめた。

その後安政六年二組を減じ、慶應二年さらに四組を減じて九組となし、町方の消防は之を町火消に委ね、危急の場合にあらざれば、武家火消の出動を命せざることゝした。

『藩車錄』や、『萬天日錄』その他によりて當時の組織を見るに、

その役即は俗に火消屋敷と稱し、門は地覆を除け置きて出入に便にし、玄關正面に纏を立つ。纏には、馬簾なく、錫箔地に漆を以て家々の紋を描き、火見櫓は高三丈。外圍の柵は白木生垣竹にして、上層は四面を開放し、中央には巨鼓を釣り、一隅には半鐘を懸く。

又上層より二條の針金を引き、一は主人の枕頭に達し、鈴を以て急を報じ、一は人足部屋に通し鳴子に徹して之を報ず。

櫓上には二人の見張番を置き、若し火起ると見れば、一人は巨鼓を擊ちて之を四方に報じ、一人は針金を引いて急を報ず。

火鎭まる時は、三たび半鐘を擊ちて之を報ず。

警報一たび傳はらむか、火消役は直に裃裝を加へ、近侍、伍卒亦行裝をなし、纏持まづ駈け、火消役之に次ぎ、高張提灯、梯子、龍吐水、刺股、玄蕃桶、鳶口、其他輜重物持の類その跡を追ふ。

かの白たゝき鎭の鎗は、これ火消役の標章。蓋し火事場は、當時一つの戰場と見做されたので、火事裝束も亦塗笠。陣羽織。胸當など何れも戰場に用ゆる者に擬して之を作り、平日火消卒を馴練し

屢々不意の召集、演習を試みて萬一の用意に失策なからしめむことを期して居た(日本百科大辭典參照)

第二節　大名火消(方角火消)

武家火消の外に、『大名火消』と『大名方角火消』と稱する二つの公設消防隊があつた。

大名火消は、江戸城、並に城下の要所要所を守れる特殊の火消隊で、諸國の諸大名を以て之に充てた。

之を舊記に徵するに、寛永六年五月幕府は令を發し、大名十餘人に對し、各一萬石三十人の割合を以て人夫を召集し、之を率ゐて共に火事場に出動せしめて居たが、二十年九月之を改めて府內を四隊に分ち、同じく一萬石三十人の割合を以て、各十日間交々警備せしむることゝした。

爾來幾多の變遷あり。後世に至つては、大手方、櫻田方、二ノ丸、紅葉山、吹上、淺草米廩、本所米廩、增上寺、上野寬永寺、聖堂、猿江材木藏の十一個所を以て要所となし、各火消役一組を以て之を守らしめて居た。

この外、別に大名方角火消と稱し、大手組、櫻田組、各四組を置き、譜代大名を以て其任に就かしめて居た。

蓋し江戸城護衞の遊軍とも見るべき一種の消防警備隊で、出火に方りては、大手櫻田二門に走せ

參じ、老中目附などの指揮を受けて消防、防火の任に當つて居たが、享保七年には、火災現場監察官とも云ふべき一種の監察使を置き、之をして定火消や大名火消などとの聯絡を圖らしめ、諸の警備隊をして、共に力を戮せて其任を全うせしむることとした。

「千代田大奥」によれば、大奥延燒の虞あるに方りては、御臺所並に奥女中は火を避けて立ち退かるゝのであるが、御臺所は、緋の立烏帽子を冠り、緋の袴姿を着け、薙刀を携へ、侍女亦烏帽子を冠り、薙刀を取つて之に從ひ、吹上御殿に避難するを常とした。諸大名亦之に倣ひ、多くは火事裝束を以て立退避難した。

失火に方り、大名火消の繰出すべき侍、足輕、人夫などの定數は、固より其格式に從つて多少異同あるを免かれないが、其標準となつて居た者は、

◇二十萬石以上。騎馬十五乃至二十騎。足輕百二十三人。仲間人足二百五十乃至三百人。

◇五萬石以上。騎馬七騎。足輕六十人。仲間人足百人。

◇一萬石以上。騎馬三四騎。足輕二十人。仲間人足三十人。

此外、「使番」及「火事場見役」なる者があつて、防衞すべき方角を指圖し、その燒跡を巡視し、具に其實情を書き上ぐるの任務を負ふて居た。

諸侯の火消役は、「八丁火消」、「五丁火消」、「三丁火消」など稱し、その居邸の附近八丁四方、五

丁四方、三丁四方内に起つた大火——出火に對し、その現場に馳せつけて之を救ふの手段を取つて居た。かの加賀侯が、其本邸に特殊の消防夫を置き、八丁四方の出火に備へて居たのは、蓋し其一例であるが、當時之を「加賀藩」と稱し、其名殊に市中に高かつた。

第三節　町火消（義勇消防）

武家火消に次で、町火消なる者が創設せられた。武家火消や大名火消の組織によりて、江戸城や大名屋敷の防衞は、略ぼ完成するを得たが、この制度によりて恩惠を受くるものは、唯武家のみで一般町家のものは、殆ど全く之に與からなかつた。

舊記によれば、町火消は正德五年に至つて始めて組織せられた。當時は日用座といふ一種の日傭請負業者人足を出し、町々に火消頭なる者ありてその人足を指揮し、以て消防の任に當つて居た。當時の江戸奉行、大岡越前守は、痛く之を憂ひ、享保三年十月十八日八代將軍吉宗公の時代、その救濟策として、「町火消」又は「町方火消」と稱する一種の自治消防機關を創設した。當時之を「町火消」若くは「町方火消」と稱して居た。而して之を創設の時代より見れば「定火消」の設立より後ること六十八年。武家專制の時代とは云へ、その創設や、餘り遲きに失するの感なきを得ない。

この火消には、町民の壯丁を選拔して四十七組を組織し、名主、町役人を頭取として、「いろは」

四十七文字に編成し、之を「いろは組」と云つた。但四番及七番を缺ぎ、又四十七字の中、「へ」「ら」「ひ」「京」の四字を忌み、之に代ゆるに「百」「千」「萬」「本」の四字を以てした。

その組合番號左の如し。

一番組(五組)　い。よ。は。に。萬。
二番組(七組)　ろ。せ。も。め。す。百。千。
三番組(七組)　て。あ。さ。き。ゆ。み。本。
五番組(九組)　く。や。ま。け。ふ。こ。え。し。ゑ。
六番組(六組)　な。む。う。ゐ。の。お。
八番組(四組)　ほ。わ。か。た。
九番組(四組)　れ。そ。つ。ね。
十番組(六組)　と。ち。り。ぬ。る。を。

この外に本所深川十六組と定め、深川南組、中組、本所北組と順序を立て、之を南北に分つて居た。

纏は何れも金銀箔置で、之に其組合の方域を識した布に長七尺の幟を下げ、又掟を記したる布二幅。長八尺の竪幟を添へ、馬簾は、銀箔を塗り、高張提灯は、瓜形にて赤く塗り、纏を畫いて居たが、寛政の改革に方りて、其銀箔をやめて雲母引とし、又天保年代に小纏を廢して大纏のみとし、

以來纏は、一組一本と定めた。但し一組に必ず二三本の代纏を備へ置き、燒壞された時は忽ち之を取代へて火中に立てた。(「一言一話」參照)

各組合は六階級に分ち、人足の類にて火消の數に加はらざる者を土手組と云ひ、純然たる火消で處口を持つ者を平人。梯子を持つ者を梯子持。又は梯子。纏を持つ者を纏持又は纏と云ひ、其上に頭、頭長があつた。

「頭」は差し組頭にして、其員數に限りがあるので、頭となるべき資格は備つて居ても、町内に空役がない時は、世話役と稱して、頭と同格としてあつた。

「頭取」は卽總取締たるもので、世襲又は一代立身とし、更に之を「一老」、「二老」、「於臆(おしおく)」の三つに分ちて居た。「於臆」は威望極めて高く、其名江戸市中に鳴響ける者を以て之に充てた。(日本百科大辭典參照)

第四節　店火消(私設消防)

町火消に對して、町家の自衛機關として組織された者に、「店火消」と稱する者があつた。

こは純然たる自衛の消防機關で、始は町家の青年を以て組織したが、後には、出入りの大工、左官その他の人夫人足に依頼して、その防衛消火に當らしむることゝなつた。

かの江戸時代、消防夫を指して、『臺の者』或は單に『臺』と云つたのは、この種の消防夫が、平素その使用せる鳶口や其他の道具を揮つて、其職務に從事した其事實より來つたものであるが、この名何時しか轉訛して、後には總ての消防夫に對し、この名を負はしむるに至つた。

要するに、『店火消』は、一種の自治機關で、事實は享町家共同の雇人足たるに過ぎなかつた。

此の如くにして、江戸の防火制度既に定つたので、諸侯の藩邸や、町内の一角に火の見櫓を構へ失火あらむか、火消屋敷まづ太鼓を鳴らして之を報じ、諸侯藩邸の版木、町内の半鐘之に次ぎ、ここに愈々消防隊の出動を見ることゝなつて居た。

第五章　江戸消防の完備

任俠義勇、さながら火の燃ゆるが如き江戸兒の熱誠と相待つて、我江戸時代の消防制度は、施設の備、運用の妙、之を列國のそれと相比較して、毫も遜色なきのみならず、寧我國の誇とすべきもの、甚だ尠くなかつた。

曾に組織の上に於て相勝れたるのみならず、その設備も亦甚だ備はれるものがあつた。傳へ言ふ。八代將軍吉宗の入つて其宗家を繼ぐや、奉行大岡越前の意見を容れて、火災の豫防に全力を

注ぎ、建築の改善、河水の引用、堀井戸の增設といふが如き、直接消防に關係ある諸般の設備は言ふまでもなく、東西の文明國が、この頃に至つて始めて設置した防火地帶や、避難所若くは防火林の設置の如き、市民の生命財產を保全せらこまかな設備まで、二百年のむかしに於て既に業に之を命じて居る。今『禁令考』や、『一話一言』、『町名主書留』などを參照し、其一端を擧ぐれば、

一。板葺を改めて瓦葺とすること。

二。旗本にして餘裕なき者は、之に資本を貸與して、瓦葺となさしむること。

三。土藏の奬勵。

四。町毎に空地廣場を置き、市民の避難所たらしむること。

五。要所要所に土堤を築き、樹木を植え、町毎に必ず消火用の堀井戸を設けしむ。

六。火事見物の群集を禁じ、命に從はざる者は之を逮捕すること。

七。家財を街頭に堆積すべからざること。必ず監親人を付して之を廣場に運ぶこと。

八。懸賞制度を設けて、放火犯人の檢擧を速かならしめること。

九。組合連坐の制裁を規定し、町内の者をして、共に出火の責に任せしめしこと。

家治の將軍となるや、明和元年龍吐水を町火消に配賦し、益々その設備を厚にした。これ我國に於ける放水器械使用の嚆矢であつた。今を距ること、實に百六十三年

第六章　明治時代の消防

幕府倒れ、帝都江戸に遷るや、明治元年町奉行の職掌は、之を市政裁判所に移管し、次で八月東京府廳を新設し、其權限悉く府知事の掌握する所となつた。府知事は廢藩置縣と共に諸藩の火消役を廢したが、四十八組の町火消は、依然之を存置して、本所深川の十六組と共に、之を東京府廳に隷屬せしめた。

五年四月町火消いろは組及本所深川十六組の舊稱を廢し、その人員を以て消防三十九組を編成し之を六大區に配置することとした。

◇第一大區　自一番組至十番組
◇第二大區　自一番組至六番組
◇第三大區　自一番組至六番組
◇第四大區　自一番組至五番組
◇第五大區　自一番組至五番組
◇第六大區　本の本所深川十六組。之を六番組に分つた。

◇總員二千五百五十八人。

六年消防事業は、都べて之を司法省警保寮に屬せしめ、新にポンプ組五組を組織した。

七年警視廳を創設するや、消防事業は擧げて之を其管轄に移し、保安課を置きて之を掌らしめ、消防に關する一切の事務——指揮、進退、賞罰、干渉、救助の規定を設けて、大に其事務を擴張しその制度愈々周密となつた。當時消防組の總人員は二千九百三十人。內消防組の人員二千七百三十人。ポンプ組五組の人員二百人。その一組に對する役割は、

消防組		梯子組		喇筒組	
組頭	一	梯子持	六	組頭	一
同副	一	水道具持	一三	同副	一
小頭	一	平人足	四五	小頭	一
纏持	三	計	七〇人	計	四〇人
				同副	一
				喇筒先	四
				喇筒夫	三二

八年イギリス製腕用ポンプ九臺を購入し、ポンプ九組を編成す。

九年七月消防組の人員七十人を減じて五十人となし、其剩員を以て「別手組」七組を編成し、失火に方り、專ら家屋の取崩を行はしめ、以て火災の延燒を防がしめむることゝした。その編成は、

組頭　一　刺股持　九

小頭　一　梯子持　四
副小頭　一　平人足　一四
合計三十人を一組とした。

明治十四年一月。警視廳に消防本署を設け、消防司令を任命して、市内を六方面に分ち、六分署を置いて其事務を管掌せしめたが、十五年三月さらに出火場心得を定めて從來の消防法に大改正を加へ、十六年には獨逸製腕用ポンプを各分署に配布し、職員の進退動作は、一にラッパによるべきを規定し、十七年に至つて始めて英國より馬匹索引蒸汽ポンプを輸入し、從來消防六十四組を還むで、ポンプの使用、操縱法を練習せしめ、之に附するに機關手の職名を以てした。

明治二十年。東京市消防特設常備制度に關する勅令が發布せられ、こゝに始めて完全なる常備消防の獨立を見、爾來益々擴充して、今日に至つてゐるが、同二十七年二月に勅令第一五號を以て消防組規則に關する勅令が發布せられ、全國の消防制度は一に之に據りて編成せられ、其指揮監督は擧げて之を其地方の府縣知事に一任することとなつた。

第三編　舊藩時代

第一章　越中最古の大火

人類の聚まる所、そこに村があり、町があり、都城がある。而して人口の增殖し、市街の發達するにつれて、人家櫛比、工場林立、こゝに火災炎上の一原因を作すに至るのは古今東西の「火災史」が明に吾人に敎ふる所、盖し火事は家に附きものであるが、市街地に於て其慘害最も甚しい。

本縣都市の沿革を按ずるに、市街地を形成したのは、富山市最も古く、高岡市之に次ぎ、漸次各町村相次で出來て居る。富山は新婦雨郡を界する神通川に跨り、河口岩瀨の上流二里程の處にあつて、沃野四方に開け、交通上富山平の中心である、故に最も早く集團地を形成するの素質を有して居た。高岡市も亦庄川、小矢部川の間にありて、水波雨郡の要衝に當り、而も富山と同じく二里程の地に伏木の良港灣を有し、地形は此に自ら一市街地を成すべき恰好の素質を有して居る。

かくて二市は、越中に於て、最も古き歷史を有するやうになつたが、我富山城は、元龜天正と云ふ我國では最も血腥き戰國時代に於て、水越越前守といふ土豪により始めて經營されたと云ふ口碑が傳はつて居る。その後神保氏之に據つたが、この時代市街地が形成されて居たと云ふ記錄は存じ

て居ない。

天正六年佐々成政、織田氏の先鋒として此國に入るや、富山城を修理して之を本據とし、越中一圓に威力を振つたことは、史乘に明かなる事實で、天正十五年肥後に移封さるゝまで、約十年間、この富山城を以て其居城として居た。成政は戰鬪毎に約一萬の兵員を動かして居たと云ふ狀況よりして之を稽ふれば、當時の富山は、少くとも今日の一旅團に相當する位の兵員を包容し、從つて城下町も少からず發達して居たのであらうが、正確なる記錄は傳つて居ない。

無論火災や消防に關する記錄はないが、戰爭に放火は附きものであるので、兵燹と云ふことは隨分多かつたであらう、史を按ずるに我越中も亦上杉謙信によりて、到る處十數回も荒され、城廓は無論、由緒ある社寺にして、其災禍に罹つた者も甚だ尠くなかつた。

成政移封後、越中は、前田利長の管領する所となつた。利長は成政の後を襲いで富山城を其本據とした。城下町が其後漸次發達するやうになつたのは、文献の上に見えて居る。

富山は盖し新婦兩郡の要地で、群雄割據の當時、兵備の上にも、產業の上にも、遺憾なき適好の地であつたが春夏の交、南風が强烈で、一たび火を失せむか、野火の秋原を燎くが如く、大火到る處に頻發し、大雨に南風加はらむか、飛越諸岳の積雪一時に融解し、越中の平野乍ちにして一大湖水と化すること、その幾たびなるを知らなかつた。

第一節　慶長十四年富山の全燒

かくて水に苦められ、火に責められ、其災害豫防は、今日と雖、痛く人心を惱まして居るが、果然慶長十四年己酉三月十八日、富山城下火を失し、全市を烏有に歸せしめ、城廓をも併せて之を灰燼に附するの大慘害を見るに至つた。『越中舊事記』に云ふ

慶長十四年春の事なるに三月十八日に、いたち川の端なる柄卷屋彥三郎と云ふもの火を出して折節風はげしくて火氣四方にちりかゝり御城を初、侍屋敷不殘やけ野と成にけり千石町神戸清左衞門家やけ殘り是へ利長公入らせ其時至て哀成事は妾の姬だち數多にて御居間の土藏に何も入て年寄たる小姓一人番人に附置かせられけるに女中も番人も何れも火焰にむせて果てにけり、千石町に三日御逗留被成處に魚津城靑山佐渡より御膳を上る、それより魚津に入らせらる、金澤より人持物頭不殘はせ參り滑川新庄水橋に宿札打相詰御用共承る、御前には人持衆伺候仕り御呼びの上に富山と申す所は度々火事の參所なり富山の火事は必劔の火事と申傳る、此度思案爲被成可然旨申上くるに付、さらば此序に所を替んと思召關野は可然所なりと御館圖を被相調關野へ御越被成度思召之旨江戸へ御案內に及び給ふ(下略)

此火災は全國にも稀れな大火で其災禍慘害は名狀すべからざる程であつた、江戸よりは家康も秀

忠も親ら裁して利長を見舞ひ金品をも贈つて居る。

第二節　利長富山より高岡に移る

利長もこの火事には寵愛の女をも焼死せしめた程に狼狽したことであるから少なからず火事に戦き懲れて果ては富山を放棄して關野(高岡)に居城を移すことになつた。當時の消防法は素より腕力を以て水を運ぶとか或は破壊するより方法が無く又團體的に働く消防の設備とては無かつた。其設備があつても強力なる南風一朝大火となつては迚も手を着けやうがないから殆ど自然の鎮火を見るより方法が無かつた。この大火は越中に於ける最古の大火(文献に遺る)であつて富山消防の發達の遠因を成して居る。利長高岡へ移つてから富山城は輕輩の士をして之を留守せしむるに止めたから市街地は容易に復舊する見込みなく唯々荒廢し行くのみであつた。

第二章　富山藩の消防

第一節　藩祖利次の警火

慶長十四年富山の大火より越へて三十一年寛永十六年に至つて加賀藩主前田利常其次子利次に十萬石を分與し富山へ封することになつた。富山は利長高岡へ移つた後は將士の高岡へ隨從したもの多いのと大火の善後策全く放任されて居たので城下到る處荒廢を極めて居たが是に至つて再び之

を更生せしむることとした。傳統的に火に懲えた士人は一般に心を警火に注ぎ而も尚同年八月江戸城を焼き拂つた大火もあつたことゝて新に入國した藩主利次は特に防火に思を煩はした形跡がある、正保元年(入國後六年)城下町が稍整理すると共に市民に對し

火之札を立てられ候もの竊に早速町奉行所へ可爲知之、札立候イタヅラモノ令露現者可爲重科、同類とは云へ共於訴人は免其罪褒美可有之事(富山市史)

を初めとし、承應二年七月には盆觸れと稱する禁令を出した、之れは藩士片岡平右衛門が本多安房守從僕と爭へる事件が落着したので、市民に其趣旨を徹底せしむるやう毎年盆前に禁令の箇條書を讀み聽かせる慣例があつた。その箇條書なる者は由來一時間に合はせの訓令であつたが此箇條書中には市民の心得となるべきものも尠くなかつた。中にも最も意を配はつたのは『火の用心別而入念相心得可申事』として堅く申付けて警火觀念を高調して居る。尚は寛文三年に至り利次は父利常の崇敬せし山王町神明社の敷地狹隘なるを見て更に千三百歩の地所を增給し境内の禁制を定むる内にも『落書張文章附燈火猥取扱事』を曲事として堅く火を警めて居る。

第二節　寛文七年の御定書

かくて秩序が漸次整備したので、寛文七年十二月二十七日(入國後二十九年)消防に付特に左の規

定を發布した。之れが廣藩當時に至るまで消防に關する藩の根本法となつて居た。

一、當地火事の砌當番の外總頭分御馬廻ノ内五百石以上並番頭の面々火元へ罷出、火を消可申候、火事近所の者は居屋敷に罷出、火を消可申候

一　當地雖爲火事程遠節者不及登城候但風烈時は三の丸可相詰事

一　火事之節馬廻當番人半分三ノ丸土橋之外へ出向早罷越面々押可申頭分出次第裁許可相渡事

一　火事之節登城之面々三ノ丸腰掛前へ相詰、土橋の内へ罷通間敷候事

一　火事之節小性頭両人馬廻頭両人鐵砲頭両人月番に替三ノ丸腰掛有之用人書出之外相通間敷候、殘馬廻頭両人物頭分火元へ罷出火を消させ可申候頃人は子供名代右両所へ可出、四人揃二箇所へ出候はゞ親子一所に可出事

一　火事の時分右の處へ足輕不殘小頭召連罷出頭分指圖を受警固可仕事

一　火事之時城中へ家來中不殘入申候儀頭分差圖可爲事

一　小性手廻與外居間之防可申事

一　馬廻射手書院廣間臺所之火を防可申事

一　馬役之役者掛の外三の丸脛之火を防可申事

一　奥の方は役掛のもの長柄之者共召連れ火を防可申事

一　火事の時分町中より出候火消者人數半分は三の丸に相詰、半分は火元へ可出事

一　城近き火事之節は火元へ出候面々は臺所へ相詰め火を防可申事

右之通守者也

と定め城廓を擁護することを主要とし夫れ〳〵役人を定めた。

火　消　役(高知組)

火消御道具才許(御馬廻組)

火　元　見　役(御徒組)

火　元　役(御徒組)

御城中火番(御徒組)

火　消　夫(足　輕)

火消役は防火の總頭梁で高知組より命ずることゝした。富山藩には藏高四百石以上を高知組と稱し三十餘家あつたが其家を相續したものは先づ最初に必らず一度は火消役を勤なければならぬことゝなつて居た。

第三節　武家火消と町方火消

斯くの如く藩祖利次時代に於て城廓を擁護する消防機關が組織せられ非常を警むることは頗る嚴

重であつた。古老の談によれば町方にも私設の消防團體が數組かに分れて組織せられ消防夫の總數が二百人乃至三百人に上つて居たと云ふが詳細は分明でない、又別に郡部の村々にも駈付消防夫を設けて富山の火事を救ふことになつて居た。

火消役は御先手頭及び御手先筒頭より出で三名宛月番に交替勤務したので役宅玄關の正面には火事裝束、指揮鞭、定紋附高張提灯、纏鳶口等の火事道具一切を嚴しく飾り立て常に用意周到警戒を怠らなかつた。さて火事場へ出張するに方りては幕を廻らし纏を立て指揮鞭を以て防火の指揮に當り威風凛々四邊を拂ふ有樣は戰陣に立つ將士の面影があつて何人も素足の儘其前を通行することを禁止され若し犯すものあれば立どころに身頭その所を異にすると云ふ勢であつた。其次を中役と稱し前記の如く御馬廻組より拔擢し其の下に小頭あり御徒組より採用し一般の火消夫を統御したのである。

第三章　元祿前後の制度と火災

第一節　延寶三年富山兩度の大火

延寶三年(正甫時代)は如何なる年にや京都にも大火があつて行在所炎上した、富山にも三月より四月に亘つて二回の大火があつた。

閏三月二十九日丑の刻西田地方細野彌右衛門の長屋より火を失す、偶南風猛烈にして忽ち數戸を燒き散地町へ飛火し遂に千數百戸を燒き餘畑城内本九に及び殿宇烏有に歸し、三の丸西南の升形門、赤殿へ類燒し米四千石餘、大豆百五十五石灰燼に歸し酉の刻に至り鎭火す。この火災を細野燒と稱す。大火後一番町は棟高く新築せしめ且つ救銀を出す(富山市史)

四月七日中村孫市又火を失し數百戸を燒く、同藩士の再度火難に罹りしを憐み祿百石に對し金五兩の比例を以て金を賜ひて救恤せらる、蟹江主水、石川與左衛門辭して受けず(前田氏家乘)

頻發せる大火には如何に上下を恐怖せしめたことであらう。

第二節　同年の警火方略

延寶七年新に制度を定めた條項中には火事の節は諸士に多く若黨を伴ふことを許るし又家中の兩宿所に客を得る際蠟燭を燈することの些細のことまで堅く停止し彌が上にも警火思想を高めた、尙ほ天和元年三月五日夜番火の用心に付寄舍所より左の如く通達した、

今度船橋町附火有之別而不用心候條廻番の面々町中並侍町入念に廻存候、第一侍町の分並町端且又小屋有之所々用心惡敷候分、夜半後無油斷被相廻候樣可被申渡候

一、堤御門番人提燈不燈廻り申筈候條可被得其意候

一、御廐匠御鷹の餌指は指棹を持、野方殺生罷出、夜陰歸候節火を燈し不申共可被相通事

一、座頭瞽女且馬方は馬を引罷通候はゞ樣子聞屆可被相通候

一、侍町竝町中の夜番夜半過より別面入念往來之者見屆、不審成者は通不申候樣急度可被申渡候
且又夜番小屋前籠垂莚懸候儀無用可被申付候、夜中御目付出候間辻番無油斷相守候樣可被申付
候、右之通被得其意但中並廻番面々可被申渡候以上

とあり、尙ほ天和二年に及んで二月十二日には侍町及び町方に於ける夜番は夜中怠慢なく一層警戒
すべきことを特に命じて居る(富山市史)。翌三年十二月に至つて失火に對する方略を定めて居る、其
要点を略記すれば

(前略)城下失火あらば年寄月番大目付小目付の內一人出頭し火消役は火元の防をなすべし、城の
近火のときは物頭長男以下無組小性馬廻手廻射手步行都て職あるものは追手下馬場を警衛すべし
吉田甚五兵衛、半井彌右衛門は長柄者を率ゐ追手腰掛場を警衛すべし、市中の人夫は三の丸に屯
すべし、親戚の外は失火の爲め訪問するを禁ず、失火近邊のものは直に防禦すべしと雖も火消役
出張せばその指揮に從ふべし、組頭物頭は三の丸土橋揭示の條目に據り城中に入るべし、但し從
者二人とす、足輕頭は部下を率ゐ追手土橋に屯すべし、馬廻番士は速に櫓門を開き番士の半數追
手土橋に出張すべし、頭役出張はこの限りに非ず。番士家宅近火のときは同番に旨を告げ歸宅す

るを許す。

城中火防受持を定む。居間小性次の間は手廻、料理の間は與外組、長櫃臺所は料理人步行但式臺廣間書院は馬廻二組、櫓門は射手組綱野九郎左衛門部下足輕扶持人大工、算用場は目付二人、小算用者會所は高澤主馬部下足輕、作事所は作事奉行扶持人大工生田四郎兵衛部下足輕、厩は馬役林助八部下足輕、赤殿、木町藏は改作奉行代官下代米見とす、この他水手役火消道具奉行裏門繩役各守衛を定めらる。(前田氏家乘)

第三節　元祿の大火と放火の取締

元祿元年五月二十七日仁右衛門町絹屋與四兵衛の家より出火し、時に南風强く立町小島町を燒失し神通川を越へて天神町(今の西仲間町)に飛火し長町(今の北新町)等に蔓延、燒失町家二百九十戶、御家人陪臣等家屋三十八戶。(富山沿革志)

寶永三年二月十九日の曉に七間町茶ノ木町某の家より火を失し時に風强く十二戶を燒失したことがあり、春來市內に失火多く之れに放火の噂があつて人心恟々警戒を嚴にすべきことを命じ、更に同五年三月十三日に特に放火警戒の訓令を出した。

近來市內所々に放火するものあり因て嚴命を下す、曰く盜賊改役に命し火付を搦め捕り吟味せし

めたるに當地に縁者なき他所のものにて永く逗留するもの又無宿類に犯罪者多し自今斯輩の止宿の兩隣まで罪あるものとす。又町方散地共一時番のもの札を持ち番終れば次の番人に其の札を送るべきに之を怠るもの多し、自ら之を嚴行せよ。町奉行下附足輕は向後非常當番を定めず晝夜嚴に警戒し殊に夜半後は油斷なく市内を逍遥すべし。（富山市史）

とあり。同年七月十六日諸制度改正條目中に

頭役及び無組高知組の者は市中往行の節は僕一人を從ふべし僕なきも妨げなし、失火又は役儀ある時は若黨を隨從せしむべし

と防火上人手の多からしむることを望んだものらしく、同時に村落地農家燒失後の善後に就ても意を配はつて、

農家失火せしときは木材を施與せんとするものあれば十村より奉行へ具陳すること、又家屋を修築せんとするとき十村役の指揮を乞ふべし、其の所有の材木にて不足を生ずるときは奉行の指揮を俟て山林を伐採すること、火災に罹れるものは其の日より十二箇月免稅す（富山市史）

農民に關する救恤方法まで規定し、翌六年六月二十七日納涼の節花火を揚ぐることを禁止し、至れり盡くせりの警火法を講じて居る。

第四節　正德三年の富山城の失火

遙奠殿臺下暗らしの譬に洩れず正德四年二月七日富山城内坊主部屋より出火し、本丸の殿宇悉く燒燼し、財政の窮乏と共に俄かに復舊せず、是れより以後天保三年迄藩主は代々東の出丸に假居しなければならぬことゝなり利長以來富山の火事は防ぎ蔽ふべからざる名物火事となつた。

第五節　時鐘の鑄造

是より先き時鐘を以て傍ら失火を報するを便とし寛文十一年四月二十一日（利次時代）に安養坊山に火燈を築き大鐘を鑄造し城内へ移して報時鐘となし、之れが損傷した爲め貞享三年三月二十七日藩主正甫又復安養坊山に於て才許役清水彌左衛門、笠原三郎右衛門、鑄造師釜屋意九郎をして再び時鐘を鑄らしめ之を二の丸鐘樓臺に据え、又元祿四年八月十七日同じ安養坊山にて板倉理左衛門、清水孫左衛門を才許役として町鐘を鑄造せしめ之を町の要所に吊らせ出火の際は之を亂打して市民に警報することゝし速に消防夫を火元に賦付けしめ鎭火を敏捷にせんとした、俗に之れを早鐘と云つた。

第四章　頻々たる火災と消防

第一節　明和七年の大火

明和七年十三日夜半三番町時計屋兵治の家より出火、時に南風烈しく十四日正午に至り漸く鎭火す。類燒町數二十、戸數八百九十六、之を蓮照寺燒けと稱して居る、越中舊事記には左の如く記載して居る。

明和七寅年七月十二日夜丑の剋頃堤町蓮照寺近邊之町屋より出火、折節南風烈敷數百軒類燒におよぶ、翌十三日午の剋迄の間近邊數八百九十六軒内三百八十軒本家二軒名代家十九軒潰家四百六十八軒借家二軒借家御家人十七軒借家潰家一軒魚問屋改所古國府旅屋の表門、同所太鼓堂二軒御討手岡田五左衞門御手廻組佐伯三郎二軒山伏立寶院其覺院一軒堀建照寺土藏倉二十二納屋不知數人別四千三十八人内千九百四十二人難澁人、町數二十町

第二節　寛政十一年の大火

寛政十一年五月二十七日曉七ッ頃千石町御藏より出火し西側の藏一筋四戸全燒、在米三千二百三十五石九斗四升五合の内八百三十石九斗四升五合燒失。越へて文化元年三月四日に小島町大工某の

家より出火し木町八人町蛯町仁右衞門等凡そ二千戸餘燒失して居る。

第三節　龍吐水始て用ゐらる

斯る災害が頻々として發生するので消防術は意外に發達し武家火消は戰陣に於けると同樣の働を爲し町火消も亦江戸火消或は加賀鳶の勇敢を學び隨分突飛な敏捷な活動を爲すものに至つたが當時の消防器具としては水籠鳶口刺又其他破壞の道具に過ぎない狀況で殆ど肉彈的對火戰であつた、然るに小島町出火の後七月に至り始めて龍吐水を備ふることになつた。

第四節　用心井戸の增鑿

同月市内民家の軒下中適當の箇所を卜して新に用心井戸三十箇處を堀鑿し龍吐水を備へ付け理髮職のものをして之れが水手たらしむることゝ定めた、其用心井戸の所在地は

旅籠町	西四十物町	一番町	西町		町
風呂屋町	西堤町	袋町	二番町		町
荒町	木町	今木町	下川原町		町
小島町	立町	八人町	古寺町		町

砂　町　仁右衛門町　稻荷町　鍛治町
宗　爲　町　東三番町　五番町　寺内町
中　町　太田口町　船頭町　手傳町
中野新町　中野散地町

右の内十七箇所の井戸には平日上筒を置くことを許された、火の見櫓鐘を越前町、古鍛治町、袋町の三箇所に設けた。

龍吐水は外國では隨分古くから用ひられて居たが、我國では明和元年(一七六四)始めて江戸の町火消に配置されて居る、この龍吐水は漸次各町に使用されて明治初年頃までは唯一の消防器である。

腕力消防時代に龍吐水が要處々々に備へられたことは當時の驚異であつて消防上頗る便宜を與へたのである。

第五節　文政五年の大火

文政四年四月七日船橋愛宕町商高木屋次郎兵衛の家より出火す、時に東風の風烈しく殆ど船橋向全部を燒失し殘す所は僅に愛宕神社其他町家十餘戸で餘火は駒見村に飛び六七戸を延燒した。

第五章　濱田屋燒と生地屋燒の惨禍

第一節　天保二年無比の大火(濱田)

天保二年四月十二日正午西田地方神明社の東方濱田彌五兵衛の家より火を出し偶南風強烈を極め黄昏に及ぶ頃漸く鎭火したといふ大火があつた。三升形、東出丸、西出丸、本丸等の庫藏、各役所廣德館等悉く燒亡し東は稻荷町、柳町界の架橋端まで延燒し蓮臺寺附近にも一雨軒の潰家があり、北新町等より飛火し東田地方稻荷二箇村の内に類燒の家もあり、小島新川尻今木町木町も悉皆燒燼し東南は石倉餌指上金屋五番南新中野東横西横千石及び東西大工、山王各町延燒し、南西は西四十物旅籠平吹鐵砲七軒の各町を烏有に歸せしめ、船橋も亦二十艘許の船燒失し船橋向は愛宕町船橋今町に至るまで延燒し、飛火は石坂村を焚き神明社前の橋詰に於て漸く鎭火し慘狀言ふに忍びざる程であつた。燒失社寺人家合せて八千三百四十三戸土藏百四十四棟納屋六百十棟罹家四十二戸で、九十三箇町二箇村に亘り燒死者七十餘人の多きに及び實に空前の大火であつた。

藩廳は急を江戸に報し、又た國境不測の變に備ふる爲、澁谷猪右衛門部下足輕を引卒して加賀澤村に出張した。

當時藩主利幹江戸に在て此急報に接し憂慮措く能はず直ち善後策に着手した。此の火災を濱田燒

と稱する、初め火元は谷七兵衞なるか將た濱田彌五兵衞なるか分明でなかつたが或人の狂歌に『谷濱田誰れが火元か知らねども谷と云ふ字は火の口と書く』。此火事は殆んど全市の隅々に至るまで灰燼に歸せしめた前後に無き大火であつたので藩は救護復舊策の上から又は治安上にも少なからず思を煩はしたのである。藩主利幹は五月に入りて還城し近藤丹後、淺野大學の邸宅を借りて自ら居所及び政事堂に充て、直ちに城下火災の實況を具し官金貸與を幕府に願出てたるに幕府は其請を容れて金五千兩を貸附した。（前田氏家乘）

天保十五年七月再び花火の禁令を出して居る。

第二節　安政二年の大火

安政二年二月二十九日夜半町端西中野村農平藏の家より出火した、此時も南風强烈で社寺人家五千八百五十一軒土藏五十六軒、納屋百四十二棟燒き拂ひ毀家三十八軒燒失區域は七十箇町三箇村に亘り、千歳御殿並に丸の內勤定所東桝形前公事場總曲輪吟味所郡役所等燒失した。此後富山各町の出張所には必らず半鐘を吊り出火の警報を爲さしむることに定めた。當時大火の後を受け藩士の網口に窮するもの續出し七月に至り藩廳は之を大澤野に移し移住人に一は米五合小遣十文と小屋とを與へ開墾に從事せしめんとの計畫を立てたが多くは移轉することを欲しなかつたので、木町に於小

屋（俗に御助け小屋）を設立し貧窮藩士を收容し。又市內各要地に水溜を堀り火防の用意をした、この溜池は西町山王町三番町二番町等數十箇處にあつたが廢藩後漸次廢棄された明治十二三年頃には悉く其形を沒した。當時藩廳は銳意防火設備に意を配はり、富山城の屢々火災に罹るは町家の接近し居るが爲めなりとし旅籠町在住者に領內清水村へ移住せしめんと欲し清水村の稻田を刈取らしめたが村民は反對して大に激昂し不穩の擧に出でんとすることもあつて其事が遂行されなかつた。

第三節　文化三年の大火（生地屋）

文久三年二月十三日中野新町散地生地屋庄五郎の家より火を出し、此時も南風强烈七十一箇町に延燒し罹災社寺家屋六千八百三軒、土藏十九棟納屋五十四軒、毀家百十五軒に及び二の丸時鐘櫓、大手勘定所並に諸役所も全燒した、之を生地屋燒けと稱して居る。

第四節　火防用水路の計畫

此火災後藩廳は大に火防策を講じ檢地奉行小柴直近（平六郎）等に命じ火防線の設計を爲さしめた富山市史に云ふ

新川郡土川より水を疏通し市內に火防線路數條を設け且つ道幅を擴張する等市區改正の擧を企て

時の檢地奉行小柴平六郎等に命じ其の下測量圖を調製せしめしが工事固より容易ならず且つ其經費多額を要せしにより事急に行はれずと雖も明治二十年火防線新設の動機は實に此時に胚胎する。仍て各町人民をして漸次に地所を購ひ堀拔井戸を鑿ち以て火除溜池を作らしめ火防用に供せしむることゝした。

第五節　駈付人夫と廣德館燒失

此頃富山城下に出火あるときは郡市より消防援助の人夫を出し風吹きの時も駈付人夫を出す定めがあつた。八尾史談宿方條數書中に

一、富山出火の節人足召連早速役人共罷出可申事、出火の節御郡方より詰人足

一、二　人　村杉村
一、二十人　下笹原村
一、八　人　石戸村
一、三十人　小長谷村
一、風吹の節御郡方より詰人足
一、三　人　下笹原村
一、五　人　角間村
一、三十人　福島村
一、五　人　上高善寺村
〃　百　人
一、三　人　小長谷村

一、一　人　角間村
一、三　人　福島村

右之通出火並風吹の節詰人足申付置候段夫々役人相極置人足集り候はば及差圖爲相働可申事とあり其人員等も一定して居た。生地屋燒に當り婦負郡内城下附近の村々より駈付けた人夫功勞あるもの二百七十八人、二百九十五名の賞與金を與へ、其出場しなかつたもの五十九人に對し一人五匁宛の罰金を課して居る。

一、五　人　井田村
〃　十五　人

慶應二年八月二十日正午仁右衛門町室屋德兵衛の家より出火し舳川を越えて向川原町上り立町へ延燒し下金屋町に至つて鳰ヶ燒失家屋千餘戸に達した。同四年九月廣德館火を失して全燒した。

第六章　火之元番出火鎭火の報告

藩政時代火元番同代理に關する必得同時代の出火鎭火の屆書は左の如き樣式で寬政年間のものにかゝる。

一、大御目付は引役並遠方に罷越候節火元番之儀賴越非番の一右代り火元番相勤候筈此儀大御目付與直に當番へ申談に而相濟候事
一、火元番當番非番の一より操々相勤候に付火元番相勤候之節御厩並松田千藏に名書等遣置御普請

所にも其段申遣羽織頭巾請取候事
但し當時は不用也非番の一操々相勤候事。名書替大御目付迄相達し其餘不申遣候事
一、火元番相勤候節左之通
出役之様子隣町より按内次第場所へ出役之上中々御屋敷當番表御目付に何町出火之儀左之通
何町出火仕候此段及御案内候　以上
月　日
御當番　表御目付　火元番　何之誰
一、何町何屋より出火何程致類焼候間火鎮り候旨並火元出役面々名書引取候節御用番に持參屆候事
文面左之通
今暁七ッ時過火事與申候には罷出候處立町二丁目清四郎裏地建置土藏戸前より出火仕候尤付
火之體に相聞得申候此段申上候　以上
月　日
御用番　各位様　火元番　何之誰
火消　何之誰
同　何之誰

當病に付人數迄指出申候
同　何之誰
同　何之誰
同　誰何之
町奉行　何之誰
表御目付　何之誰
小付目　何之誰
水手　何之誰
町下役　何之誰
改方下役　何之誰
右之通火元へ罷出申候此外右門目付改方足輕町足輕其餘夫々餘人共罷出申候此段御屆申上候
以上
四月十日
御寄合所　近年其名様　火元番　何之誰
右寛政元酉年立町出火の節火之元番甲山氏より屆出紙面同達之事

第一節　出火鎭火の届出式

文政年間藩主利幹時代鎭火の届書様式は左の如くである。

文政八年五月左の通り

火事與申候に付能出候處舟橋向今町より致出火此段及御案内候　以上

五月十五日　　火元番代り　井上兵九郎

御當番　表御目附

一、今晩七ッ頃火事與申候に付出役仕候處舟橋散地四郎右衛門貸家平右衛門居宅脊戸灰捨置候處火殘居候に風吹立燃上り夫より出火仕候居町並船橋今町愛宕村類焼仕竈數等相分り不申候猶更委細之儀は町奉行中可申上與奉存此段御届申上候　以上

五月十六日　　火元番代り　井上兵九郎

淺野大學樣

火消　寺西左膳
同　何之誰
同　何之誰

右之火元え出役仕候、此外堺門目付足輕改方支配足輕共其外夫々役人共罷出申候此段申上候

以上

五月十六日　　火元番代り　井上兵九郎

淺野大學樣

御郡奉行　何之誰
表御目附　何之誰
小目付　何之誰
町奉行下役　何之誰
改方下役　何之誰
御郡頭取　何之誰

第二節　八尾町等宿驛の届

藩政當時宿驛よりの届出様式は概ね左の例によつて窺ひ知らる。文化七年十二月二十四日八尾西町より出火し七八軒焼いたことがあつた、其時火元茗ヶ原屋傳次郎より町役所へ届出した始末書は左の如くである。

私儀出火仕候儀在體可申上旨被仰渡奉畏候元來私儀餅手間搗商賣仕候に付昨日時合置候手間餅手餘り候に付夜中へ賦り仕上候處蒸氣釜の口より薪に火先移り防ぎ兼候に付早々火事と呼ばり大勢馳集り被防候得共燒燒に相成候段申上候得者打返し御詮議の者兼々火之用心の義嚴重仰渡置候處等閑に相心得候候故右體の儀出來仕候段被仰渡何共奉恐入申譯も無御座候私に對し趣意遺恨有之者の仕業にも無之哉と被仰渡候得共左樣成儀聊も無御座候右就御詮議に申上候通り相違無御座候乍此上何分にも宜敷く奉願上候　以上

午十二月二十五日

町年寄中　御中

町肝煎　六右衛門殿

茗ヶ屋傳次郎判

右の始末書に丁役並に五人組の者添書して町役人へ屆け出で、町役人はまたそれに奥書して御郡奉行所へ屆出つることであつた。此の火災に際し燒死人一人あつて、町肝煎より御郡奉行所へ特に屆出て〻居る。

數燒に相成候旨申聞候且類燒人の內富山屋重兵衛家內五人罷在候內十七歲に相成候娘煙に被卷候哉不得逃出燒死仕候旨丁役より申斷り候に付私共能出見請候處相違無御座候依而死體に番人爲付置申候儀々火の用心の儀嚴重被申渡置候處左の事柄出來仕候此段乍恐口上書を以て御斷申上候

以上

午十二月廿五日

御郡御奉行所

八尾町肝煎　六右衛門判

第七章　高岡最古の消防法

第一節　前田利長の失火警備

慶長元年前田利長が富山の大火に懲りて高岡移城を開始した爲め茫々たる關野ヶ原も水波雨都の要樞地たるを以て俄然として商工の集團地を形成し利長が眞先きに失火警備に嚴戒を加へたことは其書翰の上に屢々見へて居る。故に高岡市の消防は夙に組織せられ元和寬永の頃には既に亭主番辻番一時番と稱し又別に常置の警邏人を備ひ夜々擊柝打越以て火盜を警め衆て時刻をも報せしめ之を番太郎と名つけて居た。

第二節　古城御藏等の警護

爾後利常時代になつて町奉行となつたもの十餘人もあるが寬永年中町奉行に任命された伊藤內膳の如きは在職二十餘年に及び警備を嚴にすると共に古城の保存に意を注ぎて藩侯宿泊所たる旅屋並

に古城に非常駐付人夫の數を定め時に應じて火盜に對する訓示を與へて居た。

節三第　網紀八十二條法度

尙は延寶七年に入りて加賀藩には諸規則の中堅たる八十二條の法度が定められ之れが加賀藩の憲法として永く其効力を發揮したもので百萬石治下の重大な法規であつた。其内にも警火に關する條目(二十四條)が左の如く見えて居る。

一、在々火之用心如跡々申渡互に令吟味炭灰等置所入念可申候若無沙汰之仕合有之大事出來におゐては可爲不屆事

一、驛々村々火之用心堅可申事

一、春二月より宿々の儀は番小屋を掛晝夜番人無情怠爲廻可申候、附家々に天水桶を上掛、桶水を張、圍座建置可申候勿論、宿々在々火事有之は人馬損候を其品委細時々書附を可出候事

而も網紀(松雲公)此の八十二條を公布すると共に領内の村肝煎をして毎月二回村民を集めて之を讀ましめ徹底的に趣旨の普及を圖つたので高岡市の如き商工市は町奉行が嚴に法度を厲行した。而も明和四年に至り正月十八日夜三番町津幡屋太右衛門宅より失火し三番町一番町白銀町片側二番町並に町會所等類焼し百三十戸許り焼失し同市としては空前の大火であつた。是に於て消防組織を左記

の如く完成し水も洩さぬ警戒振りを實行することゝなつた

第八章　明和年中の消防組織

明和年中の消防組織は左の如くである。

火消人數手合定

一、町會所　町下代之内一人

當番町年寄　同算用聞　同肝煎　後用聞裁許人

歳廻り　布御印押人　米肝煎　物書雨人

但詰人の内町年寄指圖次第町方相廻り繪方可致候且又當番町年寄附火消人數一手合宛爲詰可申事

一、風呂屋町人數　二人　一、油町　人數　二人　一、鍋島下町　二人

一、二番町人數　二人　但町頭一人宛指添　一、織屋寺下町　二人

一、歳宿　人足　五人

右町會所隣町出火に候はゞ御用箪笥等は旅屋へ取除可申事

一、表御貸家人數　八人　掘上町　一、裏御貸家人數　八人　片原横町

一人　町頭　一人　町頭

一、御用番　留書足輕　一人　人數　四人　二十町　人數　四人　片原中島町
　　諸足輕　一人　一人　町頭　一人　町頭

右出火之砌不限遠近早速相詰可申候御用簞笥等指圖を請御旅屋へ指遣可申候且又詰所の內致出火候砌は當番役人手合町會所詰の爲詰可申事

一、御制札場　横田町肝煎　人數　二十五人　横田町
　　水籠十　圍十本　鳶口十本　水溜桶一ッ　梯子二丁〆
　　一人　町頭

御制札場え相詰近所及大火候はゞ七枚之御制札取除立退可申事

一、牢屋　土器町肝煎　人數　十人　土器町
　　關町肝煎　開發町
　　水籠十　圍二本　鳶口二本　一人町頭〆
　　人數　五人　關町水籠五ッ　鳶口二本　一人町頭〆

右出火之砌不限遠近罷出申事

一、御荷物宿　木町　算用聞　人數　五人　木町

右近邊出火之砌御荷物御旅屋へ取除可申候御荷物到來無之節は會所へ可申詰事

一、河岸本御鹽藏詰　御鹽問屋　人數　三人　地子木町

右河岸本え遠近に無構出火之砌御鹽藏え可相詰事

一、魚問屋詰　魚相見人

但問屋次郎右衛門在宅仕御口錢帳簞笥縮可仕事

一、祠堂銀裁許

但當番の者在宅仕貸付帳簞笥縮仕候右非番の者は當番の方へ相詰可申事

一、御徒　岸九郎右衛門　提灯持人足　一人　白銀町
一、御徒　三田十左衛門　同　上　一人　千木屋町
一、町下代　齊藤千藏　同　上　一人　白銀後町　堀上町
一、町下代　杉谷藤藏　同　上　一人　片原町
一、足輕小頭　同　上　一人　白銀後町

町年寄　津島屋小右衛門手合

一、通町　人數　十人　町頭　一人
　　水籠十　圍十本　二間柄鳶口二本　鳶口三本　水溜桶一ッ
　　梯子一丁　斧一丁　大綱一筋　目印小旗一本　高提灯一張〆
一、坂下町　人數　十人　町頭　一人
　　水籠五ッ　圍五本　二間柄鳶口二本　梯子一丁　水溜桶一ッ
　　斧一丁　石下シ一丁　目印小旗一本　高提灯一張〆

町年寄　槇屋藤右衛門手合

一、一番町　人數　十人　町頭　一人

水籠十　圓十本　二軒柄鳶口二本　鳶口三本　水溜桶一ッ
梯子一丁　斧一丁　大綱一筋　石下シ一丁　目印小旗一本
高提灯一張

一、川原上町、下川原町　人數　十人　町頭　一人

水籠十　圓五本　水溜桶一ッ　鳶口二本　梯子一丁
目印小旗一本　高提灯一張〆

町年寄　米屋三右衛門手合

一、旅籠町、樋屋町、立横町、下樋屋町（以下人類道具略す）

町年寄　吉野屋六右衛門手合

一、小馬出町、千木屋町、梶原淵町

町算用聞　茶木屋庄兵衛手合

一、中島町、上川原町

町算用聞　關屋吉郎兵衛手合

一、源平板屋町、片原町

町算用聞　關屋庄右衛門手合

一、檜物屋町、中川原町

町算用聞　横町屋三右衛門手合

一、守山町、大鋸屋町

町算用聞　天野屋新右衛門手合

一、御馬出町、袋町

町肝煎　三木屋半左衛門手合

一、二番町、利屋町

町肝煎　高原屋儀左衛門手合

一、木舟町、博勞疊町

町肝煎　湊屋與兵衛手合

一、鴨島町、三番町

町肝煎　越前屋甚右衛門手合

一、横町、平米町

地子町肝煎　増山屋九左衛門手合

一、一番新町、大工中町

地子町肝煎　梅染屋源三郎手合

一、白銀町、大工町

木町肝煎　中條屋六右衛門　志戸屋嘉右衛門　手合

一、木町

定塚町肝煎　竹村屋平兵衛手合

一、定塚町、金屋町

右出火之砌早速火元え罷出可申事

一、木町

右町内に罷在火の用心之外縮方可申付事

出火之節定

上關村　中川村

右兩村出火之節は早速出馬候條總役火消人數召連御寺古御城え相詰指圖を受可申候

但關町定塚町肝煎共より早速出火の様子可致注進候事

下黒田村　京田村　大野村　赤祖父村　井口本江村

右村々出火の砌火消人數御寺下馬札近所之列を立相詰罷在可申候尤出馬致候はゞ可致下知事

但當番町年寄等前々通町會所に相詰罷在可申事

伏木村

右村に當り出火之節者非番肝煎一人伏木年寄之町々人數左之通御貸家前え相詰可申候火の様子見次第人數指置可申候、出馬之節者非番算用聞一人召連可申候御徒一人下代一人小頭も罷越候事。

平米町　横町　袋町　梶原淵町　小馬出町

桶屋町　下桶屋町　下川原町　木舟町　〃九町

此町内人數高の内五六十人計宛指置可申事

横田町等九町　白銀町等六町　定塚町等六町〃

右に準し可申事

但木町肝煎より一往致注進早速人を遣火元見屆可注進候及大火之節右之通人數等可指遣候木町より長舟に而罷越候條其の儀も可致用意事

古國府　一之宮　能町村　吉久　守山

右五ケ村に當り火相見候はゞ當番肝煎より早速走り小使指遣火本見屆可注進候其上に而人數指遣可申事

但右村々出火之節は非番肝煎一人平米町等九町之火消人數召連罷越可申事

和田村　立野　三日市　佐ケ野

右四ケ村に當り火相見候はゞ當番肝煎より早速走り小使指遣火本見屆可注進候其上に而人數指遣可申事

横田町　中島町　旅籠町　通り町　利屋町

檜物屋町　上川原町　中川原町　川原上町　〃九町

戸出村

右村に當り火相見え候はゞ當番肝煎より早速走り小使指遣火本見屆可注進候其上に而人數指遣可申事

但右村出火之節非番肝煎一人左之通町々火消人數召連罷越可申事

白銀町　二番町　御馬出町　鴨島町　博勞疊町

守山町　〃六町

大門新町

右文面同前

定塚町　坂下町　片原町　源平板屋町　三番町

一番町　〃六町

鴨島村　下關村　横田村　湶分

右村々出火之節者早速致出馬候間町中之通人數可指遣事

小杉　放生津

右二ヶ所及出火候節者時により人數指遣申儀も可有之指圖之上可罷越候火消人數は其口々手寄之町々人數指遣可申事

四津屋川原村　木津村　島村　波岡村

右四ヶ村出火之様子次第横田町肝煎人數召連罷越可申事

渡り村　守護町村　下八ヶ村　二上村　東海老坂村

五十里村

右村々出火之様子次第木町肝煎人數召連罷越可申事

上黒田村

右村々出火之様子次第關町肝煎人數召連罷越可申事

蓮花村寺村　野村

右村出火之様子次第定塚町肝煎入數召連罷越可申事

江尻村　掛開發村

右村々出火の様子次第土器町肝煎入數召連罷越可申事

右之通相定候條火消人數罷越候先々に而不作法無之二行に列し居申御役人共の指圖を受け候而火防可申猥成儀致間敷候暨罷歸候節も二行に列を立作法靜に一町切旗提灯に隨可罷歸候若指圖を受不申ものは改出急度可申付候條兼而町頭より可申聞置候町々之外一向强申間舖事

一百五十一人　御旅屋

内

七人　下關村外肝煎一人　三十二人　横田村外肝煎一人

五人　深澤村同　十三人　下伏間江村同

八人　上伏間江村同　四人　西廣上村同

十二人　下黒田村同　五人　上黒田村同

十八人　木津村同　三人　鴨島村同
十九人　佐野村同　三人　島村同
十一人　井口本江村同　十一人　出來田村同〃

一、百六十五人　古御城御收納御藏御鹽御藏

内

十人　中川村同　二十人　野村同
五人　大野村同　七人　三女子村同
四人　野村新村同　十五人　掛開發村同
七人　開發村同　二十人　四津屋川原村同
三十二人　長慶寺村同　九人　湶分同
八人　京田村同　八人　赤祖父村同
十人　蓮花寺村同　七人　枇杷首村同
三人　百米木村同〃

一、當町出火之刻瑞龍寺裏御門詰村々

上關村　二塚村　東藤平藏村　十二町島村　西藤平藏村
佐野村内上佐野　諏波佐野　羽廣村　波岡村　早川村
北島村　長江新村〃

一、伏木御材木御圍近所出火之刻相詰村々割定

十九人　矢田村外肝煎一人　四人　串岡村同
三人　矢田串岡新村同　三十二人　國分村同
十八人　六渡寺村同　〃七十六人

以上の如く高岡各町に於て消防夫の員數消防具の設備等を規定し且つ高岡町奉行の管理に屬する官舍並に藩有の營造物等に關し非常警備の分擔區域を定むる等其用意頗周密を極めた。而も消防具の不完全にして時々大火災を見たのは致し方ない。（高岡市史）

第一節　明和八年の追加目條

明和八年二月に至り右に追加したのは大橋氏留帳に見ゆる。

（前　畧）

一、火の用心堅相守可申候、亭主番、辻番、夜中猶以油斷有之間敷事
一、火事の節相極候通火消道具人數手支無之樣に可相心得候尤役人共手合切に働可候申候事
一、火本遠近にかぎらず人々の前々へ水を汲出し可申候夜中は提灯ともし出置可申候事
一、火消の人數の外無用の者火事場へ出間敷候幼少人等見物無用之事
一、火消道具損じ候はゝ修覆早速可申付候事

（後　署）

明和八年二月

何れの時代にも火事場に彌次馬が多かつたと見え水ももらさぬ行き屆いた警戒振りである。

後寛政十二年閏四月十八日、中川原町四津屋長兵衛納屋の邊より出火し全燒四百十八戸に及ぶの大火があつた。

第二節　町奉行の報告

當時高岡町奉行より藩に對し左の報告をなして居る。

覺

一、一軒　高岡中川原町四津屋長兵衛

一、一軒　同所一番新町四津屋川原屋太兵衛後家

右昨十八日晝八ツ頃長兵衛持長屋右後家々の間より出火仕候體に付呼出火元の樣子相糺候處前段の通納屋家の間より燃上り火元之儀雙方相分兼放火の體にも御座候哉外疑敷點も相聞得不申候

一、四百十六軒但町數九町

一、二十六軒　潰家

一、六棟　藏類燒

一、八十五棟　納屋類燒

一、一ケ寺一向宗損シ等開正寺

一、一ケ寺同宗專稱寺等家類燒

一、一棟　同寺釣鐘堂類燒

一、一棟　同寺門類燒

右之通類燒仕早速五左衛門罷出支配役人等を以て爲相防候得共風烈敷大火に相成暮頃に相鎭申候且又當所藏宿井波屋又七納屋添迄類燒仕危御座候得共屋根等爲取拂相防候處追御詰米並に給人預米共相替儀無御座候尤人馬異變之儀無御座候右御案內足輕以飛脚申上候　以上

申閏四月十九日（寬政十二年）

荒木五左衛門

在金澤湯原長太夫

奥村河內守殿

右失火火元につき藩廳は再調査を命せしに翌五月に入りて町奉行より左の如く藩に報告した。

閏四月十八日晝八ツ頃より出火

右長兵衛持家納屋太兵衛後家居宅の間より出火之段先頃御達申上置候得共重而御食儀仕候處太兵衛後家に而は無御座一番町太田屋長助後家二便所と右長兵衛持納屋之間より燃揚り候體に御座候右名違の儀しらべ方私共不行屆儀に御座候　以上

申　五　月（寛政十二年）

高岡中川原町　四　津　屋
同所一番新町　川原屋太兵衛後家

第九章　文化年中の消防と大火

第一節　文化三年報時鐘の鑄造

文化三年に至り警火と報時の必要より報時鐘を鑄造し之を撞き始めたのは同年七月であつた、鐘口徑三尺七寸、唇厚六寸、高五尺四寸、紐を併せて高六尺五寸、重三千七百五十斤で鐘銘は加賀藩學助敎木下槌五郎が撰した壯大なもので之れが明治に至るまで高岡唯一の速報器であつたが明治三十年六月大火に燒け墜ちてから高岡市役所内に存置してある。

越中高岡新造報時鐘銘並序　平安皆川愚撰並書

金澤侯封内越中高岡本名圓壽、自爲鎭公老後稱兒泰寺改今名、其民屋敷千實爲封内一大都、先是天明二年春、其宰寺島某以其

未有報時鐘、欲作之以惠民時請之於公府、既遂鄙允未果、會免職其事歿、文化元年其孫寺島義復來、宰高岡以紹志之所在、因與其同官荒木應哉相共謀之、以其地金匠街民及木街民舊有恩顧賜宅地之故、吝以其鐘鳴建造之事、二民喜奉其旨、鬪食自乞爲之、官乃貸貲不日而就、既而其鐘生鬚而墜斬奠矣、擬下街民有繼貫號鑄屋者、本出自金匠街民之族、心慨其二敗、嘗任其事自請鑄者、更設冶場于柳山、又募民戶錢、既復鑄焉之、再而竟成、其貲鎔完、墜又洪亮、官吏歡欣具庶幷聽、並凡用銅五千六百二十五斤、工千一百人、十一日畢云、鐘口徑三尺七寸、唇厚六寸、高五尺四寸、伴銅高六尺五寸、重三千七百五十斤、於是其繼園正富田宏、寺崎一貫以其裏爲余門人、請書京師乞予爲之銘、銘曰

良宰孝思　善繼祖規　賢侯體情　致彼寡咨　會木竭力　嚮悪是孜
其功既就　惠同天施　一都衆庶　勝莫失時　茲功厥績　徵之萬祀

文化三年丙寅三月既望

第二節　文化四年未曾有の大火

其後文政四年六月二十四日高岡町開始以來未曾有の大火災に罹り三十七町に延燒し二千三百餘戸を灰燼に歸せしめた。是れ實に高岡町に於ける一大打擊で災後の慘狀見るに忍びず藩では特に八千石の臨時貸附米を下附した程であつた。當時の詳況は大橋氏留帳に左の如く見えて居るが戰慄すべき程である。

文政四巳六月午時半過高岡上川原町立野屋善四郎多兵衛あわいより出火、折悪敷風烈初は南より

吹せぎ屋下まで横一文字にやけぬき、それより西風に吹かわり處々に火飛、平米町よりもへあがり又火口五六ヶ所程に立、坂ノ下町やけぬき定塚町橋際までやけ申候、小馬出町通源平町通片原町通一時にやけ七ツ半頃より御馬出町やけ、かも鳥町邊は夜に入りてやけ申候、尤藏など追々に出火、翌二十五日朝四ツ過ぎ頃迄盛にやけ申候、町米藏屋關八右衛門瀬井波屋左七郎藏やけ申候平田屋善右衛門は、ばくろ町に有やけ不申候、米穀四日程けむり不絶、金澤より米見分人相見候得上相しらべ候處灰の下に兩藏合て三百俵やけ殘り候、折節雨奉行と在金澤に付二十四日晝七ツ頃木町より飛脚にて半田左門殿へ及注進候處二十五日朝四ツ半頃に半田殿單騎にて高岡迄かけ被付追々家來等も相見へ候二十五日朝御使番一人御横目一人各肥馬にて被駈付一見早速金澤に馳歸被申候、七手年寄家名代並に寺社奉行兼而青山將監殿供人五十人許二十五日八ツ頃御越、横田町羽廣屋久右衛門に止宿也、村井又兵衛出馬に相定り候處高岡皆燒同然の事故宿等も差支可申事にて青山殿衆帶也、二十六日高岡奉行大橋作之進殿御越當十四日初而當所奉行被付蒙初而之入府也、古御城御門御鹽藏等燒申候に付御鹽藏方役人御米方役人御作事奉行等二十五日皆々相見得横田町金屋町等止宿也、其内埴方は樋屋町口野屋市兵衛方止宿也、燒死人三十八人檢死有之其餘多く有之樣子なれ共内分にかくし置樣子也。

一、類燒之内馬借見込有之人々へは銀五匁づゝ見込無之人々へは一貫五百匁つゝ被遣候

一、二千三百六十九軒　類燒
一、六軒　潰家
一、四十軒　損家
一、七十三軒　同居〃
一、八十五軒　土藏〃
一、二百九十八棟　納屋〃
一、十八ヶ寺　寺庵
一、五ヶ寺　寺家
一、一軒　町會所
一、二軒　御貸家
一、六棟　寺庵土藏〃

右之外古城御門御埴藏御米藏燒け候、古御城より火飛、中川村宮並に百姓家四五軒燒、野村に火飛納屋二三やけ申候。

第三節　文政年中の改定組織

文政四年六月大火災あり爾來一層消防に注意し嘉永五年に用心水桶を備へ用心水裁許と稱する役人を置き非常の準備を爲さしめ同六年正月に至り更に用心水裁許の服務心得を左の如く定めた。

一、水桶見廻方一ヶ月二三度宛相廻り水減不申樣可申渡其砌小使一人召連可申事

一、火消道具年中四五度相しらべ其節道具不殘町頭前に据置町會所格町通引合損じ候分有之候は〻裁許之肝煎申談加修覆可申事

一、往古は片原町川堰留候へは小路〳〵より川原町某へ水落候體に候得共近年地盤漸に相成水通甚あしく去々年火災後彌地盛致方不宜高下等有之不要心に候條手合肝煎示合時々可申談候尤手合肝煎には別段申渡置候條無油斷相心得可申事

一、川手寄惡敷ヶ所若火事有之節は何方にても井戸を見立水見いたし畫は水元と記候旗を其所に相建夜中は提灯に水元と記候分相建尤其所に相詰水運方專要に相心得可申事

一、水元へ相渡候人足之義は水元裁許手前に嚴に心得置其砌屋揚之圖りにて入用方等の後其時々可書出候將又水元え仕上候人足之儀は胸當に水と言字を記置可申候且又川堰控等左之通相渡置候

一、川堰控五枚　一、莚二十枚　一、梯二ッ

一、提灯二張　一、小旗二本　一、胸當十

右川堰控等當番肝煎より夫々受取可申候事

右ヶ條書を以て夫々申渡候條火事之砌者勿論常に要心水之義無油斷嚴重相心得可申事

文政六年未正月

又文政九年二月には各町負擔の消防夫員數等を改定し且つ消防に關する心得を開示して居る（高岡史料）

藩主宿泊の際の警備

嘉永六年九月奉行太田勘左衛門は藩主の高岡に宿泊するに當り若し火災あらば左の必得を以て消防に從事すべき旨町役人等へ告達した。

當町並近村出火之節は常々心得方も可有之通に候然處御通行之砌は御宿並に役附等も有之に付定而指支可申義も有之依て左之通り心得方申渡候條可得其意候

御本陣三郎左衛門之外

町年寄　町年寄並　當番町算用閇　御本陣詰町肝煎

横目肝煎一人　地子町肝煎一人

御當日風廻り役

右人々出火有之候はゝ急速火元え駈付消防方差圖可致事

散町肝煎一人　水元人足裁許人

とし頗る周到を極めて居る（高岡史料）

第十章　嘉永文久年間の火災

第一節　嘉永中兩度の大火

降て嘉永六年九月二十一日には守山町室山武右衛門より出火し六百四十五戸を燒失して居る。木町委細帳に

嘉永六年丑九月二十一日四時頃守山町室屋武右衛門より出火いたし六百四十五軒類燒、五十三軒潰家六棟、土藏燒失九十四棟納屋同斷外に一ヶ寺源平町光極寺一棟同寺土藏開正寺の寺家一棟右は三十三年前の火災後の大火事也、町名は畧之尤灰まで等之一件記に不及誠に大混雜也高岡御奉行所太田勘左衛門樣御一人役之節也

第二節　救恤賑貸と商人取締

右の火災後木町に於て材木販賣者中不當の利益を貪る者があつたので町奉行太田勘左衛門は指定販賣人四名を命じ諸町肝煎に對し左の如く告達して居る。

今般類燒人共材木等買入方直段懸り懸りに相成候而は一統迷惑の筋可有之候條木町材木屋共の內高利を貪候得は別紙各書の者共買入に罷越可申候、尤別段材木屋共之內高利貪候ものゝ名前其時

時木町算用聞同肝煎等に一々屆可及候此段類燒人共に不相洩樣に可申談候事

名書　木町　細呂木屋卯右衛門
唐津屋儀右衛門
定塚屋惣左衛門
村屋次兵衛

同火災に際し藩より米穀を賑貸する外特に嘉永七年より十五ヶ年賦返上の約を以て米千石を賑貸した。

此火事があつてから町奉行大田勘左衛門は藩主の高岡に宿泊するに當り若し火災あるときは左の心得を以て消防に從事すべき旨町役所へ告達した。

當町並近村失火の節は常々心得方も可有之道に候然處御通行の節御宿並に役附等も有之に付定而指支可申儀も有之依而左之通心得方申渡候條可得其意候

御本陣三郎左衛門之外　御本陣詰所肝煎
町年寄　町年寄並　當番町算用聞
橫目肝煎一人　地子町肝煎一人
御當地風廻り役　散町肝煎一人　水元人足裁許人

右人々出火有之候はば急速火元え駈付消防方差圖可致事。

第三節　文久の大火

文久三年九月九日下川原町淺井屋（一に麻井屋に作る）長左衛門より出火し百八十餘戸を燒いた。

木町委細帳に

九月九日（文久三年）夜五ッ頃下川原町淺井屋長左衛門より出火いたし下河原町、横川原町千木屋町梶原淵町類燒いたし候家數百八十軒許潰家十軒許

杉江樣は先達より御出府、不破樣は今朝出府被遊兩奉行所共御留守中なり。

火事は所嫌はず時知らず

互に火の元御用心

第四編　明治時代

第一章　維新後の富山消防

第一節　維新當時の狀況

明治維新は、我國空前の大變革であつた。社會の事物一として推移せざるなき一大過渡期であつた。從つて消防の如きも、齊しく此大勢に推されて、自ら其態を革むるの止むを得ざるものがあつた。

富山藩に於ける最後の火消役は、盤江監物であつたが、明治四年の廢藩と共に其影を沒することになつた。町方火消は、藩政時代に於て火防水災に從事せしは勿論、一面自警團として活動し、藩主參勤交替の歡送迎並に神事佛事或は各種行列等に當り之を警固することが例となつて居た。隨て其精神行動に於ては江戸火消の氣魄を承け義俠的行動を以て其面目を發揮し然諾を重んじ水火を辭せざるの氣風は江戸市中の俠客と宛然相髣髴たるものがあつた。藩末の大參事林大仲が、藩政改革と稱して、例の合寺令を布ける時の如き、消防團體を利用して、寺院堂塔破壞の促進を圖つた。彼等が領内に惡口を揮ひ鋏を執つて暴擧を敢行し、士民をして慄然たらしめたことは、時勢とはいへ

厄介なものであつた。

斯くて廢藩後は指揮者なく、統帥者なき爲消防に從事するものは惰力的に在來の團體を承繼し、火災に際しても區々の行動に出で、廢藩後の新川縣時代に於ては、何等消防に留意することなく、殆ど傳統的自然の狀態に任せられて居た。

第二節　新川、石川縣時代

明治五六年頃より漸く新政緒につき警察に關する事務の如き明治六年二月十八日司法省第十九號を以て『各地方に邏卒を置く向は其規則方法を具し伺出つき旨』達しがあり、當時新川縣に於ても邏卒を置いた。これ今の巡査のことである。其心得中消防に關したことは、治安維持の一方法で、後の警察に於ける消防事務の嚆矢となつた。

その內容は失火の場合は鐘號を以て之を知らしめ、當番の邏卒は、現場に駈け付け、まづ第一に家人を助け出し、次で消防を爲し書類銀貨等を出すべきこと。若し消防組來たらば努めて亂雜と盜難とを各自其持場を固く守り妄りに其處を離れざることゝし、又幾名かの邏卒は屯所を離るゝことを得ざることを規定してあつた。其他邏卒に關する規程屢々發布せられ、消防の便利を圖ること隨分多く見えて居る。明治八年三月太政官達第二十九號行政警察規則第二章第廿五條以下に『出火の

節は巡査出火の合圖を爲し一般に知らしむ。且燃失に罹る家は、其家を助け消防の事も勤むべし。消防人已に集るに至れば勉めて亂雜及窃盜を防ぐことに注意すべし』『同斷の節第一に其人を救ひ出し次に書類金貨等を出すべし、又官廳其他區戶長等の宅は文書第一に取出すべしとの規定があり出火場に於ける警察官執行事務の心得を明瞭に示して居る。地方廳も亦之を遵奉し續々各種章程樣のものを發し、順次消防に意を注き保護取締りに遺憾なきを期する意圖があつたことは之によりて之を察知することが出來る。明治十二年石川縣の如きは、管下に、出火の合圖に關し半鐘の打方を布達せることがあるが、富山市は西町角(舊高札)にある時報鐘を以て舊來の如く全市に出火の合圖を爲して居た。

消防器具としては龍吐水(或は水鐵砲とも言つた)が唯一の器械で、それに梯子高張水桶鳶口と云つたやうなもので矢張り肉彈的消防であつた。

が明治十三年に至り伏木の篤志家藤井能三氏は英國より直輸入の金屬製四枚車ホース吸管は護謨製の腕用ポンプ一臺を購入し伏木の消防組に寄附したのは本縣に於ける腕力ポンプ設置の嚆矢であつて、爾後富山高岡の兩市を始めとし各地に設備せらるゝことゝなつた。

第三章　明治十八年の大火

かくて明治十八年五月三十一日安田屋焼と云ふ有名な火事があつた。富山市沿革志に云ふ。

五月三十一日午後八時十五分餌指町安田政太郎家より出火す、會ま南風甚だ猛烈にして官衙七ケ所、小學校五ケ所、社寺四十二宇、民家五千九百二十五戸、土藏納屋四百二十二棟焼失し潰家三十戸なりしが五十二ケ町村三ケ村奥田、下新村、中島村、東田地方村に亘り又橋梁を焼失する六十九架、焼死者九人あり、六月一日午前五時二十分に至り鎮火す、此時本願寺別院も亦焼失したり。今の建物は焼失再造に係り、座敷臺所對面所を合せて建坪凡そ三百餘坪、其對面所を以て假りに之を本堂に充用す。

とあつて斯る強烈なる南風の大火には消防の効力は聊かも發揮せられなかつた。

此大火に就き一言の附次すべきは出火の責任に就き安田政太郎が永く冤を蒙つて居たが、十一年後の明治二十八年四月八日に至りて、同大火が放火なることが明かになつたことである。聞くが如くむば、同日大橋外次郎なる者偶然横濱市石川警察所に於て捕縛せられた、大橋は、下新川郡魚津町字出方町七番地の惡漢で、三十一日午後七時頃安田某が家族と共に日枝神社へ參詣せる其留守を窺ひ一名の共謀者と共に忍び入りて衣類を綿み出しつゝあつたが、家人歸宅したので直ちに逃走し、遁るゝに方りマッチを持つて火を放ちたがたま〳〵强風のために遂に大火となり、可惜六千余戸を焼き拂ふに至つたのであつた。人生火盜の二ッは最も警戒を要する。

富山は此の大火災があつてより道路の取擴、火防用水路の計畫、消防組の發展等火に對する警戒頓に市民の心を刺戟するに至つた。越へて十九年十月先づ消防組に大改革を行ひ舊來の龍吐水を廢し新に新式腕用ポンプ六臺を備へ一番組より六番組までの消防組を編成し組毎に一臺のポンプを配置し組頭に板倉庄次郎を擧げ每組員數五十三名とし內部長小頭各一名を置き又着衣を一齊に表綉小倉、裏千草木綿の指シ子(背に圓內消の字を縫紋にしたもの)に改め、ポンプ係は同じく源氏車の縫紋を爲し袴には組により一二の番號を標記することとし、設備に內容に組織に一大改革を加へ、名實共に富山消防組として完備せる編成であつた。之れが明治二十七年勅令による公設消防組に其儘乘り移つて何等遜色なかりしことは安田焼と云ふ大火の影響であつた。

第四節　火防用水路成る

大火後火防用水線の計畫あり明治十九年十二月從來計畫の鵜川より取入るゝを廢し遙かに土川より引き入るゝことに定め同月二十五日より實地調査に着手した。富山市史に云ふ

上新川袋村地內流通の土川と和田川(常願寺川支流用水)合流の處より起源し和田川の水底を橫斷して木管を通し縣道飛騨街道に沿ひ下掛尾今泉小泉西中野村を經て富山中野新町に入る。又取入口は深四尺餘幅六尺となし中野新町に入りてより白山神社橫を惡水江口に於て分流し一は同社境外を

迂回し星井町乘光寺前を廻流し大法寺裏を經て海岸寺裏なる東線（中教院前へ通する線）へ合流せしめ一は白山社前より下木町に至り神通川に注ぐ。

此防火線は翌二十年六月十一日に盛大な竣工式を擧げ、富山市内の風致にまで影響したので市民は大に喜び市内の美觀を添ふることゝなつた。當日尾越上新川郡長祝辭中に左の如く線路工事の概要を與へてゐる。

源を南郊土川に取り之を分つて第一第二南線となす、第一線の延長は三百三十七間にして幅員七尺、第二線の延長は八百六十間九分にして幅員第一線に合し、その支線の延長は二百四十間五分にして幅深各四尺なり、その第一附屬係の延長は五百二十九間五分にして幅深共に支線に同じ、土川より中野に抵る延長は一千四百九十九間五分、幅は六尺、深は五尺なり、その第一第二疏水の幅は四尺深さは四尺八寸なり、其間橋梁の數百三十五、暗橋六、掛樋五十六、之を要するに疏水の延長は總へて三千四百六十七間四分即ち一里三十一町四十七間四分にしてその市外に係る勾配は平均一分市内は四厘を增す、而して平均一秒時に對する速力は一尺四寸五分とす、水量凡そ八千二百十方寸なり。

當時富山市は聯合會を開き四万一千三百四十二圓の巨費を投じたのであつた。

第五節　明治二十年の大火

同大火後未だ三ヶ年も經過せず、市民は火災の善後に汲々たる折柄、明治二十年四月に入りて又復荒町より出火し八百戸以上を灰燼にした。富山沿革志に云ふ。

明治二十年四月二十一日午後二時十五分荒町杉坂榮藏の家より出火す。時に西南の風ありて全燒人家八百一戸明家四十六戸倉庫七棟納屋四十二棟劇場一所電信柱三本潰屋三十四戸にし四時十分鎭火なり。是れ皆一昨年五月烏有に歸したる所にして今復た此災厄に罹る其慘狀實に言ふに忍びざるものあり。

この頃頻々たる災害に對し、聖上陛下には憫然に思召され罹災者救恤として金一千圓を下賜せられ市民は一同感泣して聖慮に副ひ奉らむとし義捐金を募集して罹災者を救恤した。

消防と水とは相離る可からざるもの。故に富山は前に言ふ疏水を以て足れりとせず婦負郡富山町（橋北）へは從來四万石用水より分岐し春の土用より二月十日まで五福新町裏より古手傳町裏に通ずる疏水あつたが之を常用水と衛生及び火防用とするに決し附近村落の同意を經て同年四月二十六日より實行した。

第六節　家屋制限規則

當時の知事國重正文は富山の火災は一面家屋の構造不完全なるにありとし同年四月二十八日縣令第四十八號を以て家屋制限規則を發布し上新川婦負郡雨郡富山市街並に右市街に接續する村に及ぼした。其要旨は

一、國道及防火線の兩側並防火線内に孕める町村の家屋納屋等の屋根は明治二十年七月より明治二十五年七月迄の内に瓦葺に改修すべし。

一、前項の外に係る一般の家屋納屋等の家根は明治二十年七月より明治三十年七月迄の瓦葺に改修すべし。

一、總て土藏の家根は明治二十三年七月迄の内に瓦葺に改修すべし

一、新に建築する家屋土藏納屋の屋根は前各項の年限に係はらず總べて瓦葺に爲すべし。

一、家屋土藏納屋等の家根を瓦葺に爲すときは同時に周圍の壁土を厚さ二寸以上に爲すべし。

一、家屋土藏納屋等の周圍の壁は板を除くの外莚蓆、杉皮等の燃質物を以て從來覆を爲したるものは本年七月限り取除くべし。

一、莚蓆杉皮等の類を以て一時雪覆を爲すは苦しからずと雖も前年十月より翌年三月限りとす。

此規則は江戸時代吉宗將軍の家屋制限規則に略ぼ似て居て極力厲行を圖つたので、少なからず効果があり又市街の美觀をも添ふることゝなつた。

第七節　國重知事の告諭

翌二十一年二月に至り時の富山縣知事國重正文は火災の頻々たるは一は縣民の不注意に基くとし之れが警戒豫防に關し特に告諭を發した。

告諭第一號（富山縣布達）

縣下火災の多き明治十七年以降二十年に至り既に四百九十二回にして家屋燒失せしもの一万一千三百〇四戸なり。其貴重の財產を灰燼に付し去りしは幾許ぞや。當時の慘狀を回想すれば誰か酸鼻せざるものあらんや。火災の恐るべきは實に如此豈に恒に之を防ぐの設備なかるべけんや。如斯慘憺猛烈なる災害の延蔓を防遏する策一ッは家屋の新築に據ると雖も要するに消防組を設立し其器具を充實するに外ならざるべし。故に消防組の設けある町村は益其器具の充實を圖り其の設けなきものは明治十七年八月甲（第九十七號）を以て布達したる消防取締規則の趣旨に依準し速に設備の充實を勉め時に臨み悔ひなからんことを望む。

明治廿一年二月九日

とあつて益々消防組の完備と向上とを必須要件とした。

第八節　消防規則實施手續

廿三年六月五日東田町赤木方より出火し全燒東田町十八戸半燒六戸潰家四戸、泉町十六戸潰家一戸合計三十九戸負傷者一人を出した火災があつた。此時富山消防組が頗る活躍し大火に至らしめなかつたので大に市民に其効果を認められた。何んでも當年は米價騰貴し春來貧民騷ぎなどにて市内屢次放火若くは惡漢の出沒沙汰があり此火災以後富山市長は各區長へ訓示し各町には必らず夜番をなすこと、し大に警火に力め。同九月五日には市役所に於て消防規則實施手續を定め富山警察署へ送付し、又消防頭取小頭副小頭及び各組へ一部づゝ配附した。

第九節　同二十五年兩度大火

明治二拾五年四月九日午前二時五分總曲輪菅原滋治方より出火し同三時三十分鎭火全燒四十二戸半燒三戸潰家二戸土藏一棟半燒したが之れ亦放火であつたと傳へられた。火元の菅原は、當時政界の利け者であつたので壯士等の怨みを買つた爲めだとも傳へられた。富山消防は附近の學校や寺院

等の大建物に延燒せしめざりし功績を市民より稱せられ、器械器具の充實さへ圖れば縣下に無比の消防隊たるべく稱せられた。火事が富山の花と謳はれたこともあるから當時既に消防の發達して居たのは全く滋美の言ではなかつたやうだ。

併し大風には發達した消防も手の施しやうも無く、明治二十五年十一月十日布小燒けに五百許灰燼に付した。此火災は同日午前二時の異夜中東堤町古川小三郎の家より失火し、會ま南風强烈、北に向つて延燒し、午前八時に鎭火した。燒失箇所は十四ヶ町に亘り、全燒戸數は、同居等を併せ四百七十四戸に及び納屋二棟神社一宇半燒潰家十九戸、此火災の當時種々の風說があつたが原因は竟に不明であつた。此頃即ち二十六年六月非常線の規定も出來た、堀井戸目標揭示のことも定まつたのである。

第二章　廢藩後の高岡消防

第一節　明治十二年の大火

高岡は廢藩置縣後町率行廢せられ、火消は全く町方の自警團となり藩政時代舊慣のまゝ存續せられ新川縣、石川縣時代共に、富山と略ば同一歩調であつたが明治十二年の火災は明治になつて以來の大災禍であつた。高岡市役所調査によれば

三月三日午前一時市内木舟町太物商淺井吉平方より出火せしもので折節西風激烈であつた爲め火は忽ちにして四方に擴まり數十町に亘り戸數二千有餘を焼き、午後三時漸く鎭火した。而して焼失建物の主なるものは

一、川巴良神社

二、聖安寺、專福寺、龍雲寺、大法寺、極樂寺、敎恩寺、大泉寺、長連寺、專稱寺、開正寺、光樂寺、敎學院、安乘寺、養德寺、淨玄寺、永明寺、本龍寺、連超寺、願淨寺、實道寺、西福寺、立法寺

三、育英小學校　明治十一年明治天皇陛下北陸御巡幸の際行在所に充てられたるもの此大火があつてから大に市民の消防心を喚起し同年十一月に高岡町六十五ヶ町聯合會を開き十一戸長役場に於て管轄上共同事業に就き協議せる時の如き議案甲第二號に報時鐘之事、甲第三號に火の見受繼梯子之事、甲第四號に消防の事として頗る消防の痛切を感じて居る。

第二節　育英小學校燒失

同十七年二月九日夜不幸にして北陸第一の建築と稱せらるゝ育英小學校内より火を失し、輪奐無比の大建物は全部烏有に歸し、曾て敎育奬勵の爲め文部省より下賜せられた實品を始め、多くの器

械器具をも併せて灰燼に附したのは痛情に堪へざることであつた。

第三節　二十一年の大火

富山に大火が二回も續いた後の明治二十一年四月十七日定塚町字城道なる五十里榮次郎の家より出火し、八百戸許りを焼失した。當時消防の不完備を歎する聲町民の間に大であつたので、是より定塚町の道幅を擴め町端に至るまで之を直線道路とした。明治二十三年頃に至り高岡全町を東西南北、及び中の五組に分ち、每組に腕力ポンプを備へ、每組に組頭一名、小頭一名、消防夫三十名以上六十名以下之れに屬し一ヶ年に每組二十圓宛の手當を支給することになつた。是に於て高岡消防組が略々完全に組織せられ富山と同じく、其儘明治二十七年勅令に依る公設消防に乘り移ることゝなつた。

第三章　消防組規則發布

第一節　勅令發布と其趣旨

明治二十七年二月九日勅令第十五號を以て消防組規則が制定發布せられた。この規則は我國消防

史上一新時期を劃したものであつて、その後大正、昭和の時代に至るも、この規則の確立した主義方針は牢乎として動くことなく、我國義勇消防の基礎となるに至つた。左に掲ぐる消防組制定要旨は消防規則の要約であつて該規則の樹立した根本方針その疑義等も亦之によりて釋然として明かとなると共に併せて當時の事情も窺知することが出來る。

消防組規則制定要旨

一、消防に關する事務は從來市町村又は一部の有志者に委任したりし處今回發布の消防規則を以て悉く之を府縣知事（東京府は警視總監以下之に倣ふ）の警察權に屬せしめられた上は爾來消防組の名稱組織を有する機關の設置を必要と認めたる時は本則の條規に從ひ府縣知事に於て其職權を以て適宜之を設置すべきものとす。其の設置の場所は府縣令若は告示を以て之を指定すべし。其設置を市町村に命令し又は市町村の設置したるものを認可するが如きは消防組規則の主意にあらざるなり。又消防組の名稱は定むる必要ある時は知事に於て之を定むべきなり。

一、堤防波濤砂防等の工事を目的とし水害準防組合を設けたる時は組合區域内に居住する一般の人民を指揮して水災を防禦することを得るは水利組合法の規定なりと雖も消防組規則の消防組は水害準防組合と其の性質を同ふせず、彼は警防主たる目的となし、此は出水に際して防禦に從事するを主たる目的となす。彼は一般の人民を指揮し此は常置の消防手を指揮す。彼は自治の法人にして此は官設の機關なり。彼は一般被治者の義務に屬し、此は警察權を掌握せるものとす。兩者並に行はれて相害せざるなり。而して消防組の職任を定めて水災火災共にその警戒防禦に從事するものと爲したるは消防組員をして水災の防禦に從事せしむるものも實際に差支なかるべきを以てなり。但火防の施設を要して水防の施設を要せざる地方あるべし水防の施設を要せざる地方あるべし、甲に於ては單に火防の爲め乙に於ては單に水防の爲めに消防組を設置することを得るなり。

一、市町村條例によりて設立したる消防組は其の條例と共に廢止せられ其の他の私設消防組は官の許可を得たるものなると否とを問はず又均しく廢止せられたる上は將來に於ては消防組規則に依て知事の設置したるものに非されば成立を許さざるなり。但一私人若くは一私會社にして自備の爲め消防機具の設備をなすは消防組の設置を以て論ずるの限りに在らず。

一、水火災警防と云ひ又之を總言して水火警戒防禦と稱する所以は獨り水火災の警防を以て消防組の職任となさずして平時の警戒巡邏等も亦皆消防組の職任となしたるなり。故に夜警の如きも將來は消防組をして之を行はしむるを以て本則とす。但町村の慣慣により隣保交互警夜するは則論して之を廢せしむることを得さることあるべし

一、消防組の設置の區域は第二條本文に依り一般に市町村の區域に據らしめ猶土地の狀況により同

條但書に依り例則として市町村内に於て二組以上を設置し得るの餘地を認めたり。此の如く消防組の區域を設定するときは廣濶に過ぎて緩急に應じ難きことあるべし。是に於てや第五條に數部を分ち得るの規定あり。一消防組獨力にては及ぶべからざる災禍あるべし、是に於てや第七條に應援を命ずるの規定あり若し夫れ水災に至りては沿岸消防組の力を得て設置し能はざる場合特に多かるべし從て應援の必要亦尤も多かるべし。

一、消防組は組頭小頭及消防手を以て組織すべきものにして此以外に特種の職員を設くることを得す。但小頭及消防手に在りては警察權を以てその職務の分擔を定むるは敢て差支なし。

小頭及消防手の定員は管内一轍に出ること難し。各組各別々之を規定すること尤も便宜なるべし。消防組を數部に分つときは組頭全體を統轄し小頭を以て各部の長に充つるを可とす。消防手は法律上より之を論ずるときは强制して之を任命するを得ると雖もその辭職も亦之を拒むを得ざるものとす。故に有志の青年を募て之に充つるを可とす。

一、消防は警察事務の一部なるを以て消防組の指揮監督亦知事の警察權に屬すべきものとす。然れども知事は一々之を指揮し細大之を監督する事を得ざるを以て警察部長(東京府は警視總監以下倣之)をして知事の命を承けて指揮監督の任に當らしめ警察部長亦之が下級の機關となり更に警部巡査の之を助くるありて警察の職任を全ふせしむるは他の警察事務に於けると異なる所なし。而して各

所消防の事務動もすれば卽ち警察官耳目の及はざることあるべし。是れ組頭を置いて警察官を補佐せしむる所以なり。組頭に何等程度の職任を負はしむべきやは消防組規則の範圍内に於て宜しく之を規定指示すべきなり。

一、消防組にして數警察署の管轄區域に跨るときは適宜一の警察署長を指定して其の指揮監督權を總轄せしむべし。尤も數部に分つときは數部警察署長をして其の一部を指揮監督せしめ而して其の内の一署長を指定して全體の組を指揮監督せしむるを妨げず。又規則中單に警察官と記載せるものは各署の警部巡査を包含するものとす此場合に於て警部巡査は本屬署長の指揮監督を受くることあるは勿論なりと雖も主として第六條第一項の指定署長の指揮監督を受くるものとす。

一、平素消防組員に對するの節制なく又水火災に際して運動に規律なきの弊は從來到處に之ありたり。消防組規則は水火災に際して一進一退警察官の指揮に從はしむるは勿論平素に於ても嚴重なる警察官の監督に服せしめんと欲す。。是れ消防を以て警察事務となしたる結果なりとす。宜しく服務規律に依て之を制束し懲戒權に依て之を督勵し以て消防組の紀律を嚴正にすべきなり。殊に其の平素たると水火災の際たるを問はず組暴の擧止濫慢の行動なからしめんが爲め之が戒飭を怠るべからず。且消防組の職たるや水火災の警戒防禦をなすに過ぎず。其の威を藉りて餘事に逞

勵し會合屯集非行を逞うするは消防組の職務と容れず。水火災警防の爲めにするにあらざる集會運動は儀式の爲め敎練の爲め及他の災害を防禦する爲めに警察官の命令したる場合の外決して之を許すべきにあらざるなり。

若し夫れ治安を保持する爲めに止を得ざるに臨んでは第十條に依り之を解くも妨げなし。消防組は警察機關の一部に外ならずと雖も市町村の靑年を募りて之を組織したるに過ぎざるを以て止むを得ざるに臨んで之を解くの處分をなすは亦實に秩序の維持に於て欠くべからざる所とす。

一、消防組は知事の警察權に服すと雖も其の費用は消防組規則第十三條市制第百十六條及町村制第九十六條に依り之を市町村に負擔せしむるものとす。而して規則第十一條に手當被服を擧げたるは之を例示したるに過ぎず。知事に於て必要と認めたるときは賞與給助等の費目を定むるを得べし。要は土地の狀況に從ふべきなり。第十二條の器具建物に關する規定は其の大體を府縣令に掲げ器具の員數建物の構造等の些末に至りては之を警察署長に委任するも可なり。殊にその管內を通して同一の規定に從はしむるを須ゐず各組各別の指定をなすこと寧ろ事宜に適するものなるべきあるべし。第二條本文の場合に於ては總て其の市町村の負擔とし同條但書の場合に於ても尙市町村の負擔とすべきは論なし。卽ち大字若くは區を以て消防の區域となす場合に於ても其費用は之を大字若は區に課せずして其の市町村に課するなり。但し市町村に於て特に消防組設置の大字若は區より特別稅を徵收し又は市制第百十七條第二項町村制第九十七條第三項により特に消防組設置の大字若は區をして重き稅率の附加稅を負擔せしむるは妨げなし。

なり。

消防に關する費用は第十一條及第十二條に掲げたるものは勿論其の以外に於ても此を要することあるべし。第二條本文の場合に於ては總て其の市町村をして之を設備し以て消防組の使用に供せしむものとなるを以て其の機械等は總て市町村の保管も亦消防組の責任に屬するなり。手當其の他の支出は直接に市町村をして之を行はしむ。故に市町村は通常手續に從ひ收入役をして收支せしむるものなりと雖もその金額は官に於て定むべし。

一、消防組の設置及部の分割は勿論建物の增築諸手當賞與給助の支給被服器具の整備等に至るまで總て官に於て之を定むべきものなりと雖も若し市町村の意見を徵するの便宜なるときは市制第四十七條及町村會に諮問し採て以て知事の參考に供するを妨げず。

一、從來消防組員が消防に從事して死傷したる場合には巡査同樣の働と見做し明治十五年太政官第六十七號に由て弔祭料扶助料等を給與したる例ありたれども今回の勅令に依て消防組は警察職務の一部を負擔せるものなるが故に一般人民則ち被治者を以て論ずるの限りにあらず、右太政官達は今後之を消防組員に適用するを得ず。

消防組規則

第一條　府縣知事水火災警戒防禦の爲め必要の地に消防組を設置するときは此の規則に定むる所の條規に依るべし。

第二條　消防組の設置區域は市町村の區域に依るべし。

町村制第百十六條第二項に依り町村組合を設けたる場合に於ては消防組の設置組織は其の組合の區域に依ることを得。

府縣知事は土地の狀況に依り必要と認むるときは市町村内の一以上の大字若くは區を以て消防組の設置區域と爲す。

第三條　消防組は組頭一人小頭若干人を以て之を組織す。

組頭及小頭は警察部長若くは其の委任を受けたる警察署長之を命免す。

消防手は警察署長之を命免す。

第四條　組頭は警察官の命を承け部下の指揮取締に任じ庶務に從事す。

小頭は組頭を助け組頭差支あるときは之を代るものとす。

第五條　消防組は府縣知事之を數部に分つことを得

第六條　消防組は府縣知事に於て指定したる警察署長之を指揮監督す。

消防組は警察官の指揮に從ひ進退すべし。

但し水火災に際し警察官臨場の暇なきときは組頭若くは小頭之が指揮を爲すことを得。

第七條　消防組は其の區域外の水火災と雖も警察署長の指揮に從ひ其の警防に應援すべし。

危急の場合に於て警察署長前項の指揮を爲すの暇なきときは他の警察官警察署長に代て其の指揮を爲すことを得。

第八條　警部長は府縣知事の命を承けて其の地方全體の消防組を指揮監督す。

消防組は水火災警防の爲めにあらざれば集合若は運動することを得ず。

但警部長若くは其の委任を受けたる警察署長に於て儀式訓練及他の災害の爲めに集合運動を命じたる場合は此の限にあらず。

第九條　消防組の服務規律及懲戒に關する規程は府縣知事之を定むべし。

第十條　消防組の擧動治安に妨害ありと認むるときは府縣知事は之を解くことを得。

第十一條　府縣知事に於て必要と認むるときは市町村又は町村組合をして消防組員に一定の手當並に被服等を給せしむることを得。

第十二條　消防組の使用に必要なる器具及建物は府縣知事の定むる所に從ひ其の市町村及町村組合に於て之を設備すべし。

第十三條　消防組に關する費用は其の市町村又は町村組合の負擔とす。

第十四條　從來の市町村消防組にして其の區域施行の日より三箇月以内に於て府縣知事此の規則に從て其の組織を改むべし。

消防組に關する從來の市町村條例は前項に依り組織を改めたる日より之を廢止す。

第十五條　前條に當らざる從來の消防組は官の許可を得たると否とに拘らず此の規則施行の日より總て廢止す。

第十六條　此の規則を施行する爲めに必要なる細則は內務大臣定むる所の綱領に依り府縣知事之を定む。

第十七條　此の規則は沖繩縣及東京市に適用せず。

但第七條は東京市にも之を適用す。

第十八條　北海道に於ては府縣知事の職務は北海道廳長官之れを行ふ東京府郡部に於ては府縣知事の職務は警視總監之を行ひ警部長の職務は警察署長之を行ふ。

第十九條　第八條及第十條は此の規則發布の日より施行し從來の消防組にして第十四條に依り組織を改むべきもの及第十五條に依り廢止せらるべきものに適用す。

かくて消防組は、所轄警察署長之を指揮監督し消防組を設置すべき市町村は、縣會を以て其時々之

を定め、各縣は何々市町村消防組と稱し、定員を定め、消防手は所轄警察署長、小頭と組頭は警察部長之を命免することゝし、消防組の器具としては、ポンプ一臺以上、ポンプなければ龍吐水若干指又梯子竹口水桶掛矢鋸纏旗提灯其他必要の器具を備ふることゝし、定時組頭が之を調査し、又信號と消防器保管に於ては、火之見櫓又は火之見梯子を設けて信號鐘を備へ、打鳴らす信號の式を一定し、且つ一切の器具は消防器具藏置場を設けて藏置すべきことゝした。

服務及び演習に就ては消防關係者の濫りに他出するを禁じ、繰り出しの信號あらば迅速に現場に駈け付くることゝし、ポンプ水桶等の掛員は、平素之を定めおき、時々演習を行ひ、其他火災に際して粗暴の擧動を禁じ、名義の何たるを問はず、私に金員物品を受くることを得ずとし、組員又は部員名簿を備ふることゝなつた。

第二節　消防組施行細則

本縣にては此勅令發布後五月に至り縣令を以て消防組規則施行細則を發布し、同時に其設置區域定員等を定め、秩序整然たる公設消防組を組織せしむることゝなつた。爾後大正昭和を經て屢次規則の改訂はあつたが、この細則大體に於て動かざる基礎的規則となつた。其の規則左の如くである。

消防組規則施行細則　明治二十七年五月　縣令第三十四號

第一章　組　織

第一條　消防組設置區域及其定員は設置の都度縣令を以て之を定む

第二條　消防組は其設置區域の市町村名又は大字名を冠稱す、其數部に分割したるものは第何部と分稱す。

第三條　消防組は左の人員を以て組織す

組頭　一人

小頭　消防手三十人に付二人とす、十五人乃至二十人を增す毎に一人を加ふ

消防手　三十人以上

數部に分つときは每部小頭及消防手の人員は前項の例に依る

第二章　分　掌

第四條　消防組に左の掛を置く、但警察署長又は分署長は土地の狀況に依り掛を增加することを得、火防にありては

一、喞筒掛又は龍吐水掛

喞筒又は龍吐水の使用を擔任し且運水に從事するものとす

一、火先掛

梯子鳶口斧等を使用し專ら火勢の防禦に從事するものとす

水防にありては

一、水防掛

家屋道路橋梁堤防等の保護に從事するものとす

一、通船掛

通船に乘込み諸人の交通及家財給水の運搬に從事するものとす

第五條　第四條の諸掛は現場に於ては緩急に應し互に補助するものとす。

第三章　命　免

第六條　消防手は其區域内に現在する者より採用す

第七條　消防手を志願し若くは辭職せんとする者は組頭を經由して所轄警察署長又は分署長に屆出づべし

第八條　警察署長又は分署長に於て消防手身體の衰弱に依り消防に從事すること能はず又は其職に適せざる者と認むるときは解職することを得

第四章　職務權限

第九條　警察署長又は分署長は所轄内の消防組を指揮監督す

第十條　警察署長又は分署長は儀式訓練又水火災にあらさる他の災害の爲消防組の集合運動を命することを得

第十一條　警察署長又は分署長は消防手に第四條に規定したる分掌を命すへし、又小頭に分掌を命することを得

第十二條　消防組を數部に分ちたるときは警察署長又は分署長は小頭に其部長を命することを得

第十三條　組頭は警察官の命を受け其部下の指揮取締に任し組内一切の庶務を掌理す

第十四條　小頭は組頭を補佐し組頭事故あるときは年長の小頭之を代理す

第十五條　組頭小頭は常に組内消防手の行狀に注意し消防組に關する諸規則に違反し其他懲戒に付すへき所爲ありと認むるときは小頭は組頭に組頭は警察署長又は分署長に申告すへし

第十六條　組頭は役員名簿及器具目錄を調製し其異動ある毎に加除訂正すへし

第十七條　組頭は器具に關する調書を製し毎年十二月警察署長又は分署長の檢閲を經て市參事會又は町村長に報告すへし

第五章　服務心得

第十八條　組員は警察官の指揮命令に服從し尚ほ消防手は組頭小頭の指揮を承け警戒防禦に從事すへし

第十九條　組員は常に親睦を旨とし行狀を愼み協同一致其職務に從事すへし

第二十條　組員は暴風又は大雨の際にして火災の虞あるときは疎め出場の準備を爲すへし

第二十一條　組員は水火災あるときは直に規定の服裝を爲し器具を携帶し迅速現場に駈け付くへし

第二十二條　組員は區分應援の信號を聞きたるときは警察官の指揮に從ひ迅速現場に駈け付け應援すへし

第二十三條　組員は職務に服するときは勿論平常たりとも他人に對し强迫がましき所爲又は爭鬪等粗暴の擧動を爲すへからす

第二十四條　組員は警察官の許可を受くるにあらされは服務外にありて多衆集合し又は規定の服裝を爲すことを得す

第二十五條　組員は水火災の防禦に際し警察官の命なくして家屋其他の建造物等を破壞すへからす

第二十六條　組員は防禦の事既に終ると雖警察官の點檢を受くるにあらされは退場するを得す

第二十七條　組頭小頭疾病事故等にて服務し難きとき又は旅行せんとするときは其旨警察署長に届出つへし

第二十八條　組員は其職務に關し何等の名義を以てするも總て警察署長又は分署長に届出つへし